
（仮称）南相馬市

第3次総合計画

基本構想（素案）

令和4年9月

目 次

第1編 基本構想(素案)	
第1章 基本構想	1
1 基本構想策定の背景	1
2 まちづくりの基本的な考え方	3
3 土地利用の基本的な考え方	7
第2編 附属資料	
第1章 計画策定にあたって	9
1 計画策定の趣旨	9
2 計画の性格	11
3 計画の構成と期間	11
4 施策評価による基本計画の進行管理	13
第2章 計画策定の背景	14
1 時代の潮流	14
2 本市の概況と特性	16
3 本市の現状	18
4 本市の課題	30
5 SDGsと計画の関係	41
第3章 将来の人口	43
1 将来人口	43

第1編 基本構想（素案）

第1章 基本構想

1 基本構想策定の背景

■ 南相馬市第一次総合計画の策定

本市は、平成18年1月1日、旧小高町、旧鹿島町及び旧原町市の1市2町が合併し誕生し、平成20年3月に「南相馬市第一次総合計画（以下「第一次総合計画」という。）」を策定し、「ともにつくる 活力に満ちた 安心で潤いのある南相馬」を将来像に掲げ、「持続可能な自治体」として、50年後も100年後も、未来の市民が南相馬市に住んでいてよかったというまちづくりを進めてきました。

■ 南相馬市復興計画の策定

東日本大震災（以下「震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）からの復旧を果たし、更なる地域の発展も図るため、平成23年12月に「南相馬市復興計画（以下「復興計画」という。）」を策定し、「心ひとつに世界に誇る 南相馬市の再興を」をスローガンに多くの市民が帰還し、原子力災害を克服して、安全・安心の南相馬市となるよう市民・行政が一丸となって取り組んできました。

■ 南相馬市復興総合計画の策定

第一次総合計画及び復興計画の策定時から本市を取り巻く環境が大きく変化していたことから、平成27年1月に第一次総合計画及び復興計画を見直し、「南相馬市復興総合計画（以下「第二次総合計画」という。）」を策定し、「みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち 南相馬」を将来像に掲げ、本市の更なる発展と基礎をつくり、全ての市民が幸せを実感できるまちづくりを進めてきました。

■ 第二次総合計画後期基本計画の策定

居住人口が急激に減少した旧避難指示区域の再生や福島県が本市で整備を進めていた福島ロボットテストフィールドの活用など、重点的かつ緊急に取り組む事案が生じていたことから、第二次総合計画前期基本計画を検証するとともに、1年前倒しをして、平成31年3月に「南相馬市復興総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」を策定しました。

また、政策目標に「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」を掲げ、震災と原発事故という未曾有の大災害を乗り越え、もう一度自信を取り戻すこと、子どもたちが故郷に誇りを持ち、この地で何代も営みが続くまちづくりを目指し、本市の礎を築いた先人に感謝し、今を生きるだけではなく、10年、100年先を見据えたまちづくりに取り組んでいます。

■ 震災と原発事故から12年目を迎え、新たに生じている課題

震災と原発事故から12年目を迎え、本市の復旧・復興は着実に進んでいます。一方で、震災と原発事故で拍車がかった子どもや若者を中心とした人口減少に加え、出生数は減少傾向にあり、今後更なる高齢化の進行が見込まれる中、少子化対策や子育て支援、移住・定住の促進、不足する医療・福祉分野等の人材確保など、急激な少子高齢化への対応が求められています。

また、A L P S処理水の海洋放出という方針を国が決定したことによる更なる風評が懸念される中、水産業をはじめ農林業や観光業・商工業・サービス業に携わる事業者等が安心して事業継続できるよう風評払拭に向けた取組を推進。さらに、福島イノベーション・コースト構想を基軸とし、福島ロボットテストフィールドと福島国際研究教育機構等との連携による産学官連携や新産業の集積・振興、持続可能な産業の創出。加えて、令和元年東日本台風及び令和4年3月の福島県沖地震など度重なる自然災害等への対応などが求められています。

さらに、今なお収束が見えない新型コロナウィルス感染症（以下「新型コロナ」という。）や持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）、ロシアによるウクライナ侵攻による社会・経済活動への影響など、世界全体の経済構造や競争社会がよりダイナミックに変わりつつある中で、これらの新たな課題に対応していく必要があります。

■ 新たな課題に対し、現在、本市が求められていること

本市が新たな課題を解決するとともに、震災と原発事故からの真の復興・再生を成し遂げ、さらに厳しさを増す自治体間競争の中で、今後も基礎自治体として生き残るために、将来を見据えた持続可能なまちづくりの実現が必要です。

このため、本市誕生から16年、さらに震災と原発事故から11年という歩みを大切にしながら、これまで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりとつなぐこと、市民誰もが自分らしく、輝き・喜び・幸せを感じられ、夢や希望をもち実現ができるよう、市民一人ひとりが寄り添うこと、新たな時代の潮流を迅速かつ的確に捉え、前例に捉われない柔軟な発想を持ち、失敗を恐れず何事にも果敢に挑むことが今後のまちづくりの基本姿勢として重要です。

■ 今後の持続可能なまちづくりの実現に向けて

平成23年の地方自治法改正によって、自治体における基本構想の策定義務が廃止され、より自治体の自主性の尊重と創意工夫の發揮を促すことが求められています。また、第2次総合計画を策定した後、当該計画期間中においては、予想もすることができなかつた相次ぐ大規模な自然災害や新型コロナの感染拡大、少子化対策など、新たな緊急的な課題等に全市を挙げ取り組んできたところです。

一方で、現在、緊張感を増す世界情勢や新たな感染症への脅威、地球温暖化による気候変動に加え、SDGsや脱炭素社会の実現、ジェンダー平等など多様な価値観や考え方を尊重し、受容する社会がより一層求められるなど、今後も様々な予測できない事案が発生することが想定される新たな時代を迎えています。

このことから、本市がこれまで新たな課題解決等に取り組んできた経験や教訓等を踏まえ、本市の政策目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」を引き継ぎ、より長期的な視点で捉えた「未来の南相馬の姿」として、「100年のまちづくり～家族や友人と暮らすまち」をまちづくりの基本目標としつつ、新たに今後8年間の中長期的な視点でまちづくりに取り組む姿勢として、「つなぐ・よりそう・いどむ」をまちづくりの基本姿勢を示し、「まちづくりの基本的な考え方」と「土地利用の基本的な考え方」からなる「新たな基本構想」を定めるものとします。

2 まちづくりの基本的な考え方

(1) まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らすまち～

100年先の南相馬市～「市民が家族や友人に囲まれながら、安心して暮らすまち」～これが未来の南相馬市を想像した姿です。

私たちの子孫がこの地域で幸せに暮らし、我々が引き継いできた伝統が100年後も引き継がれ、更に魅力が増している未来を想像しています。

南相馬市は、このような未来を想像しながら、みんなで力を合わせ、まちづくりに取り組んでまいります。

(2) まちづくりの基本姿勢

未来の南相馬の姿「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を踏まえ、今後8年間で、市民、事業者・まちづくり団体、行政それぞれが、「他人事」ではなく、「自分ごと」として、地域の課題を自主的・自律的に、また連携して課題解決に取り組むことが重要であり、その共有する心構えとして、次のとおり3つの要素からなる「まちづくりの基本姿勢」を掲げます。

つなぐ・よりそう・いどむ

「つなぐ」：努力の成果をかたちとし、次の世代へ
“つなぎます”

本市誕生から16年、震災と原発事故から11年という本市の歩みを大切にし、人と人とのつながりを大事にしながら、これまで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりとつなぎ、持続可能なまちづくりを目指します。

「よりそう」：市民一人ひとりが“寄り添います”

市民誰もが自分らしく、輝き・喜び・幸せを感じられ、夢や希望をもち実現ができるよう、市民一人ひとりが寄り添い、相手を思いやり、みんなが主役のまちづくりを目指します。

「いどむ」：失敗を恐れず何事にも果敢に“挑みます”

緊張を増す世界情勢や地球温暖化による気候変動、新たな感染症の脅威など、常に不測の事態が起こり得ることを自覚し、新たな課題に対応するためには、前例に捉われない制度・仕組の構築が重要です。試行錯誤を繰り返し、失敗を恐れず何事にも果敢に挑み、未来に向かって、進み続けられるまちづくりを目指します。

①政策の柱

本市の「(2) まちづくりの基本姿勢」に基づき、次のとおり7つの分野からなる「政策の柱」を掲げ、取り組んでまいります。

政策の柱（7分野）

政策の柱1 教育分野

政策の柱2 こども・子育て分野

政策の柱3 健康・医療・福祉分野

政策の柱4 産業・しごとづくり分野

政策の柱5 都市基盤・環境分野

政策の柱6 防災・危機管理・地域活動・行財政分野

政策の柱7 原子力災害復興分野

政策の柱

1

教育分野

基本施策（仮）：後期基本計画ベース

- ①学校教育
- ②生涯学習

人は学ぶことで磨かれていきます。高度な教育水準と、先人から受け継いだ南相馬の自然、歴史・伝統を生かした教育により、子どもの学力、生きる力を高めます。

また、学習環境の整備を推進することにより、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します（仮ベース）。

政策の柱

2

こども・子育て分野

基本施策（仮）：後期基本計画ベース

- ①子育て

こどもは地域の宝、未来をつくる希望です。子育て支援を推進することにより、安心してこどもを生み育てられ、子どもの成長に喜びを実感でき、充実した子育てができるまちを目指します（仮ベース）。

政策の柱

3

健康・医療・福祉分野

基本施策（仮）：後期基本計画ベース

- ①健康
- ②地域医療
- ③福祉

少子高齢化社会やコロナ禍により不安を感じることも多い中、健康で安心して生活できる環境づくりが求められています。

市民の健康づくりの推進、医療・福祉体制の整備などにより、誰もが安心して健康で暮らせるまちを目指します（仮ベース）。

政策の柱

4

産業・しごとづくり分野

基本施策（仮）：後期基本計画ベース

- ①農林水産業
- ②商工業
- ③観光交流

本市は、新たなチャレンジができるまちです。イノベ分野などにおける産業誘致や創業支援などを通じて就業機会の創出と地域産業の発展を図ります。

また、自然や人馬が共生する文化などの魅力を活かした交流を促進し、働きがいがある・訪れたくなる・住んでみたくなるまちを目指します（仮ベース）。

政策の柱

5

都市基盤・環境分野

基本施策（仮）：後期基本計画ベース

- ①都市基盤
- ②生活環境
- ③交通安全・防犯

近年の激甚化・頻発化する自然災害など、地球温暖化による影響は身近な生活に及んでいます。このような中、再生可能エネルギーの活用や脱炭素社会の実現など、環境負荷を軽減する暮らしを促進するとともに、公共交通や生活環境の整備、防犯対策を推進し、身近な地域の中で誰もが安全かつ快適に暮らせるまちを目指します（仮ベース）。

政策の柱

6

防災・危機管理・ 地域活動・行財政分野

基本施策（仮）：後期基本計画ベース

- ①防災・危機管理
- ②コミュニティ
- ③行財政

地域の防災・減災の取組や、新型コロナや激甚化・頻発化する自然災害、社会動向など突発的な事象に機動的に対応するなど、安全と安心のまちを目指します。

まちづくりには市民の積極的な参加が欠かせません。まちづくりの担い手として、多様な人材が成長・活躍し、あらゆる場面で市民一人ひとりの力を最大限に生かすとともに、市の財産の適正な管理とDXやデジタル技術等を用いた効率的・効果的な活用により健全な行財政運営を図り、将来へ向けて持続可能なまちを目指します（仮ベース）。

政策の柱

7

原子力災害復興分野

基本施策：政策の柱1～6（再掲）

- ①政策の柱1～6（再掲）
- ②政策の柱1～6（再掲）
- ③政策の柱1～6（再掲）

国の「第二期復興・創生期間（原子力被災地域）」（令和12（2030）年度）に合わせ、本市の更なる復興・再生に向けて、上記6つの政策の柱と15の基本施策をベースに、あらゆる施策を横断的かつ複合的に取り組み、原子力災害からの復興・再生が加速するまちを目指します（仮ベース）。

②計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

③SDGsとの関係

SDGsの位置づけと計画との関係を整理、位置付けしたうえで、連動した計画をつくります。

3 土地利用の基本的な考え方

（1）土地利用の基本理念

南相馬市の土地の区域は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた様々な活動を行うための共通の基盤です。また、市民共有のかけがえのない財産として、将来的にも公共の福祉を優先しつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、計画的に利用していくことが必要です。

一方で、土地利用の推進に当たっては、東日本大震災及び原発事故による震災以前と同様の土地利用ができない土地が生じていることから、適正かつ合理的な土地利用に配慮しつつ、長期的な展望に基づく総合的かつ計画的な視点に立って、市民の理解と協力のもと、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

（2）土地利用の基本方針

① 第3次総合計画の実現に向けた土地利用の推進

本市の最上位計画である「(仮) 南相馬市第3次総合計画」のまちづくりの基本理念である「100年のまちづくり～家族と友人と暮らし続らすまち～」の実現に向けて、SDGsの視点も取り入れながら、土地の利用に関する計画の充実を図り、地域固有の条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進します。

② 土地需要の量的調整

東日本大震災と原発事故による人口減少・少子高齢化の進行により、低・未利用地等の増加が懸念されるため、都市的・土地利用については、コンパクトシティの考えのもと、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、良好な市街地の形成を図ります。

また、農用地や森林などの自然的・土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や、農用地や森林が有する水源かん養機能など自然環境保全機能などの多面的な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、都市的・土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行います。

③ 土地利用の質的向上

ア 災害に強い土地利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ「事前防災」や「減災」等の観点も踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進するため、国土強靭化の取組を推進します。

津波被災地域では、防潮堤や道路のかさ上げ、海岸防災林の一部高盛土整備などの多重防御による防災機能の向上を図る取組を推進します。

令和元年東日本台風などの経験を踏まえ、主要河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、土砂浚渫など維持管理の取組を推進します。

また、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。

イ 循環と共生を重視した土地利用

人間活動と自然とが調和した資源再利用などによる物質循環、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面などの活用による環境負荷の低減、再生可能エネルギー等を中心とした脱炭素社会の実現、自然環境や生態系の保全、都市的土地利用に当たっての経済活動と自然環境の両立など、循環と共生を重視した土地利用を推進します。

ウ 美しくゆとりある土地利用

安全で快適な居住環境の形成、緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存及び地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全・形成を重視した土地利用を推進します。また、市民が親しみを持ち、憩うことのできるレクリエーションの場の確保や移住・定住者等の受入など、自然と共生した美しくゆとりのある環境の創造を推進します。

第2編 附屬資料

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、市政運営の総合的指針となる「南相馬市復興総合計画（以下「第2次総合計画」という。）」を平成26（2014）年度に策定し、本市が目指す将来像や目標の考え方を示す「基本構想」の期間を令和6（2024）年度までの10年間とともに、基本構想の実現に向けた具体的な取組を示す「基本計画」は前期・後期それぞれ5年間を計画期間としてスタートしました。

その後、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）からの復旧・復興の進展による変化や継続する人口減少、急激に変化する社会動向などに対応するため、前期基本計画の見直しを当初より1年前倒して後期基本計画を策定するとともに、基本構想については、基本計画の期間（前期4年・後期4年）と2年間の差が生じることから、後期基本計画を策定する際、“今後、基本構想の変更も含め検討”することとしました。

震災から12年目を迎え、ハード整備を中心とした復旧事業等は概ね完了しており、今回の市民意識調査の結果からも後期基本計画の復興施策に対し一定の評価を得ている一方、復興が進むとともに新たな課題も発生していること、令和元（2019）年東日本台風や令和3（2021）年2月と令和4（2022）年3月の福島県沖地震などによる大規模な自然災害、令和2（2020）年1月に国内発生から2年以上経った今でも収束していない新型コロナウイルス感染症やデジタル社会の急速な進展、SDGs（エス・ディー・ジーズ）^{※1}や気候変動、カーボンニュートラル^{※2}、ロシアによるウクライナ侵攻における社会・経済的影響など、先行きが不透明な状況が続いている。

このような変化が著しい社会動向への柔軟な対応が必要であることに加え、平成31（2019）年度に策定した後期基本計画の計画期間が令和4（2022）年度で終了となることから、新たな基本計画の策定が必要であるとともに、基本構想については当初の計画期間と2年間の差が生じていることから、市民意識調査の結果などを踏まえ基本構想の見直しを行うこととし、より時代に沿った計画とすべく、令和5（2023）年度を始期とする新たな「（仮称）南相馬市第3次総合復興計画（以下「（仮称）第3次総合計画」という。）」を策定しました。

※1：SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール（目標）を定めています。これらの目標は、国による取組だけでは達成が困難であり、企業や地方自治体はもちろんのこと、個人一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められる点が特徴です。

※2：カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

● これまでの総合計画策定等の経緯 ●

南相馬市総合計画
平成 20 (2008) 年
3月策定

- 計画期間：基本構想 平成 20(2008)年度～平成 29(2017)年度の 10 年間
前期基本計画 平成 20(2008)年度～平成 24 (2012) 年度までの 5 年間
- 将来像：「ともにつくる 活力に満ちた 安心で潤いのある南相馬」
- まちづくりの基本理念：「ひと・まちを磨く、活かす、創る。挑戦するこころ」
- 将来像の 3 つの姿：「地域を担い、未来を拓くひとを育てるまち」
「生涯現役の生きがいを支える仕事おこしと社会参加のあるまち」
「自然と寄り添うふるさとの風景があるまち」

関連計画
震災からの復旧と地域発展を一刻も早く図るため、復興ビジョンを策定

南相馬市復興計画
平成 23 (2011) 年
12月策定

- 計画期間：平成 23(2011)年度～令和 2 (2020) 年度までの概ね 10 年間
- スローガン：「心ひとつに 世界に誇る 南相馬の再興を」
- 基本方針：「すべての市民が帰郷し地域の絆で結ばれたまちの再生」
「逆境を飛躍に変える創造と活力ある経済復興」
「原子力災害を克服し世界に発信する安全・安心のまちづくり」

復興を更に進めるため、総合計画と復興計画を見直し、復興総合計画を策定

南相馬市
復興総合計画
平成 27 (2015) 年
3月策定

- 計画期間：基本構想 平成 27 (2015) 年度～令和 6 (2024) 年度までの 10 年間
前期基本計画 平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度までの 5 年間
- 10 年後の将来像：「みんなでつくるかがやきとやすらぎのまち南相馬～復興から発展へ～」
- まちづくりの目標：「逆境を飛躍に変え、元気で活気に満ちたまち」
「市民生活を取り戻し、地域、世代をつなぎ 思いやりあふれるまち」
「人を育み、郷土を愛し、若い世代が夢と希望を持てるまち」
「原発事故を克服し、誰もが安全・安心に暮らせるまち」
- 最重点施策：「復興事業の優先的実施」
- 重点施策：「地域の絆づくりと安心生活の再生」
「未来を担う人を育む環境の充実」
「若い世代の定住の促進」

関連計画
前期基本計画の重点施策に特化して策定

南相馬市
まち・ひと・しごと
創生総合戦略
平成 27 (2015) 年
3月策定

- 計画期間：平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度までの 5 年間
- 考え方：前期基本計画の重点施策と、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の目指す方向が概ね一致し、東日本大震災により甚大な被害を被った地方創生は、復興を成しとげ目指す将来像を実現することにより果たされるとの考えから、前期基本計画のうち重点施策に掲げる施策に特化して策定。
- 位置づけ：前期基本計画の重点施策と目指す方向が一致していることから、それぞれの施策の具現化を図るための事業を盛り込む実施計画については、南相馬市復興総合計画実施計画において一体的に取り組むものとする。

復興を加速すべく、後期基本計画を 1 年前倒しで見直し

南相馬市
復興総合計画
後期基本計画
平成 31 (2019) 年
3月策定

- 計画期間：令和元(2019)年度～令和 4 (2022) 年度まで（計画期間を 4 年間に改める）
- 人口減少に引き続き取り組むため、後期基本計画内に南相馬市まち・ひと・しごと・創生総合戦略を位置付け、一体的に取り組むものとする。
- 政策目標：「100 年のまちづくり～家族や友人とともに暮らし続けるために～」
- 復興重点戦略：「旧避難指示区域の再生」
「福島ロボットテストフィールドを核とした新産業創出と人材誘導」
- 重点戦略：「子育て世代に選ばれるまち」「多様な人材が活躍するまち」
「健康づくりが盛んなまち」「一円融合のコミュニティづくり」

2 計画の性格

本計画は、本市が行うすべての政策、施策及び事業の根拠となる最上位の行政計画で、市政運営の根幹となる計画です。市民と行政がともに、目指すべきまちづくりについて考え、実現に向けて実行していくための基本的な指針を定めるものです。

また、本計画のまちづくりの方向性に基づきながら、人口減少克服・地方創生を推進する必要があるため、創生第10条に基づく計画として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置付け、一体的に取り組んでいくこととします。なお、令和4年6月7日に閣議決定された国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、令和4年内を目途に国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し「デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」を策定することと、これに基づき地方版総合戦略の改訂に努めるよう示されたことから、改訂の動向を踏まえ、内容の見直しを図ることとします。

また、国土利用計画は、市の土地利用にあたっての基本的な考え方を定めるもので、県の国土利用計画を基本とし、総合計画基本構想に即するものとなっており、平成27（2015）年に「南相馬市国土利用計画」を策定しましたが、新たに策定する基本構想に定める“土地利用の基本的な考え方”を踏まえ、見直すものとします。

3 計画の構成と期間

（1）計画の構成

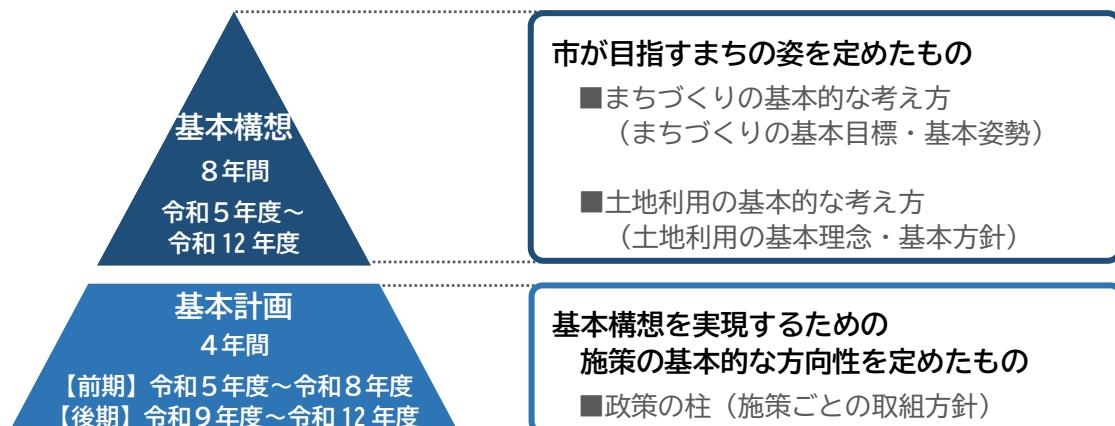
本計画は、総合的かつ基本的な指針である最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」で構成しています。

「基本構想」は、本市の喫緊の課題解決や国の動向を踏まえ、本市のまちづくりの基本的な考え方及び土地利用の基本的な考え方を示すものです。

「基本計画」は、基本構想に示す政策実現のための手段を具体的に示したものです。

その他「実施計画」は、市内部の計画として、基本計画で示す施策の目標実現のため、具体化させたものです。

● 計画の構成 ●



(2) 新たな基本構想の目標年と計画期間

時代の流れが速い中、国際的な目標であるSDGs達成期限や国の「第2期復興・創生期間」等との連携、市長任期と計画期間を連動させることで実効性等を確保するため、「(仮称)第3次総合計画」の計画期間については、令和5(2023)年度を始期とし、新たな「基本構想」は令和12年(2030)年度までの8年間、「基本計画」は前期・後期それぞれを4年間の計画期間とします。

● 計画の期間 ●

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
前計画	10年計画のため、基本計画と終了年度の2年差が生じる												
	第2次基本構想（10年） 2015～2024年度												
	復興の加速のため、5年計画を4年計画に前倒し												
	前期	後期基本計画（4年）											
今期計画					2年前倒し 令和4年度 策定								
第3次基本構想（8年）													
前期基本計画（4年）													
後期基本計画（4年）													
第3次国土利用計画（8年）													

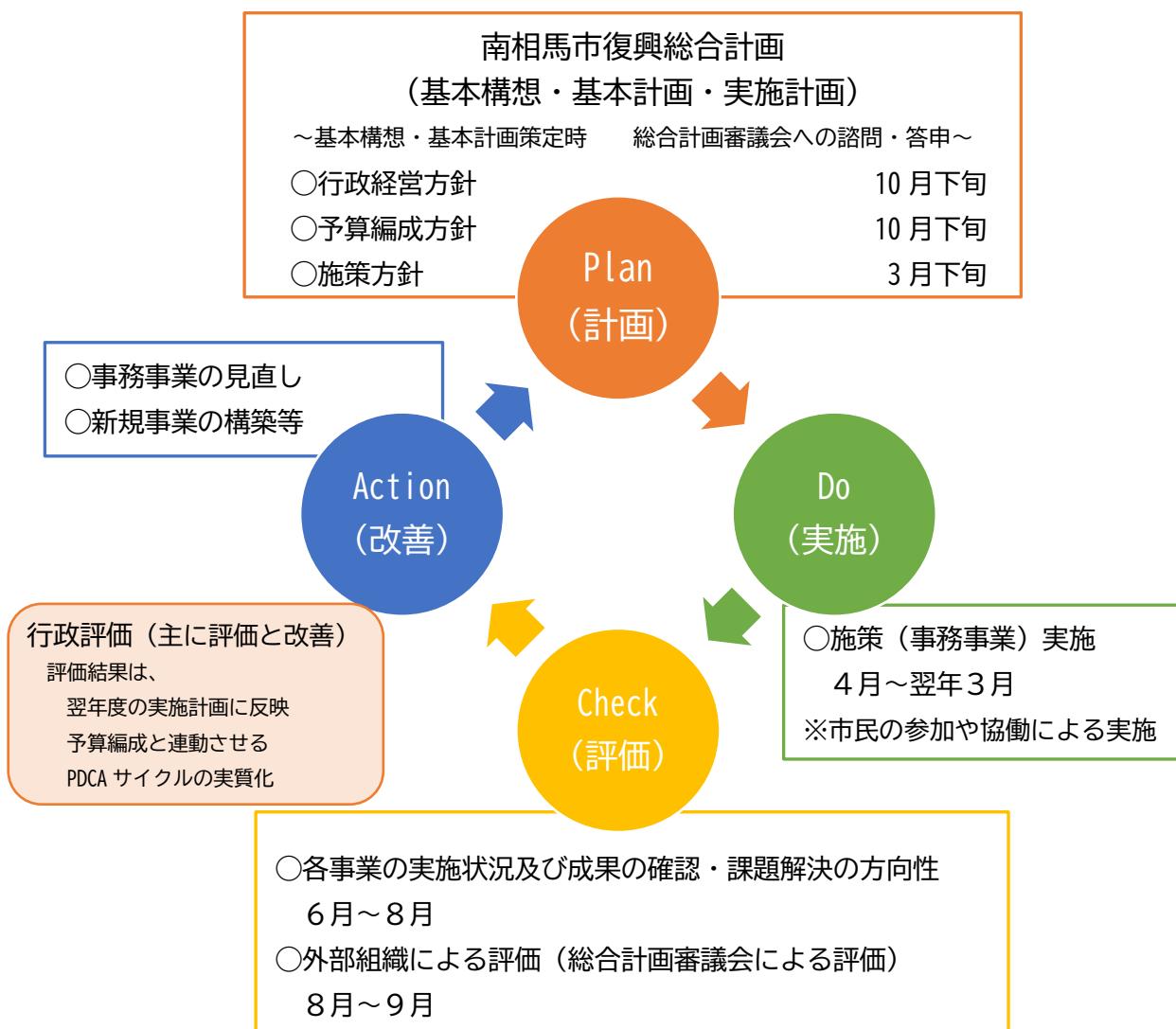
● 関連項目 ●

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
関連項目	SDGs 達成 期限												
	福島県 総合計画 終期												
第2期復興・創生期間（5年間）													
									原子力災害被災地域における取組の継続				

4 施策評価による基本計画の進行管理

第二次総合計画後期基本計画は、毎年度、施策ごとに掲げた成果指標（創生法第8条第3項の規定に準じる客観的な指標である重要業績評価指標（KPI^{※3}（以下、「KPI」という。）を含む）を検証するとともに、事業の有効性を評価し、計画の進捗を管理しています。

また、評価結果は、翌年度の実施計画に反映し、予算編成を連動させることでPDCA^{※4}サイクルを実質化します。さらに、市民が参加する外部組織による評価によって、評価の客観性を担保するとともに、実施計画や評価結果を公表することで透明性を担保します。



※3 : KPI

key performance indicatorの略で、組織やチームで設定した最終的な目標を達成するための過程を計測・評価する中間指標のこと。

※4 : PDCA

計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）を指しており、実施計画の見直しを年度ごとに実施する。

第2章 計画策定の背景

1 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の本格化

我が国の総人口は減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成29（2017）年推計）では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の減少が令和47（2065）年まで続く予測となっています。

一方で、65歳以上の老人人口は、令和24（2042）年まで増加傾向で推移、高齢化率は令和42（2060）年には38.1%になると予測されています。

人口減少・少子高齢化が進むことで、地域経済の縮小や労働力不足、税収の減少による行政の財政状況の悪化、地域コミュニティの衰退、社会保障費の増加など、社会的・経済的に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、今後若い世代を増やしていくための取組や人口構造の変化に対応した持続可能なまちづくりが求められています。

また、令和5（2024）年4月には子どもに関する福祉行政を担う「こども家庭庁」が設置される予定で、ライフステージに応じた総合的な子どもの育ちのサポートや、障がいのある子どもや虐待、ヤングケアラー、貧困、ひとり親家庭等の特に支援が必要な子どものサポートなど、子どもや家庭の抱えるさまざまな課題に対する包括的支援が求められます。

(2) グローバル化の進展に伴う新たな脅威への対応と、 新しい生活様式の推進

国境を越えた人やモノ、資本、情報等の移動・流通の大幅なグローバル化の進展により利便性や効率性が向上する一方、新型コロナウイルス感染症やロシア・ウクライナ情勢によるサプライチェーンの寸断、世界的な金融危機、テレワークの普及拡大に乘じたサイバー攻撃の増加など、グローバル化による脆弱性が浮き彫りとなりました。

これらの脅威は、人々の生命や生活など多方面に大きな影響を及ぼすもので、新たな脅威にも柔軟に対応できる強靭な経済社会の構築を進めるとともに、国際情勢の変化や新たな感染症流行などにも柔軟に対応していくための仕組みの構築が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための「3密（密集、密接、密閉）」の回避などの「新しい生活様式」への対応が求められてきましたが、発生から3年以上（※本計画策定の令和5年3月を想定）経った今でも収束はしておらず、これまでの都市型の密な生活から、地方での密にならない生活を望む声が増えてきています。

(3) 持続可能で多様性・包摶性のある社会の創造

平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)」は、令和 12 (2030) 年までの国際社会共通の目標で、「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包括性のある社会実現を誓っています。

国では、平成 28 (2016) 年に SDGs 推進本部を設置後、SDGs 達成に向けて国内実施・国際協力をさらに加速していくこととし、性同一性障害に係る児童・生徒に対して適切な対応や年齢や国籍、性自認・性的指向等を理由として困難な状況に置かれている人々への配慮、多文化共生の更なる推進等を進めてきました。

一人ひとりの多様性を認め尊重し合い、包摶性（インクルージョン）のある社会の実現に向け、生活習慣や文化の違いを理解し支え合う共生社会を創り上げていくことが求められています。

(4) 地球環境問題の深刻化と、頻発化・激甚化する自然災害への対応

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響が地球規模で顕在化し、我が国においても、頻発する大規模な地震に加え、災害級の猛暑や数十年に一度と言われる台風・豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしています。

この気候非常事態の中、地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定において、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準と比べて 2℃より十分に下回るよう抑えるとともに、1.5℃までに抑える努力を追求することが示され、我が国では、温室効果ガスの排出を令和 32 (2050) 年までに実質的ゼロを目指す「2050 年カーボンニュートラル」を令和 2 (2020) 年 10 月に宣言し、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに 80% 削減すると定め、一日も早い脱炭素社会の実現に向け国をあげて取り組むこととしており、将来の世代が安心して暮らせる社会をつくるため、より一層の地球温暖化対策を推進が求められています。

(5) デジタル化と DX の推進

近年の情報通信技術の発展は目覚ましく、わが国の産業は、「第4次産業革命」とも言われる大きな変化の時代で、IoT (Internet of Things)、人工知能 (AI)、ロボットといった先端技術の革新が進むことで、仮想空間と現実空間が結びつき、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな未来社会である「Society5.0」を実現することを目指しています。

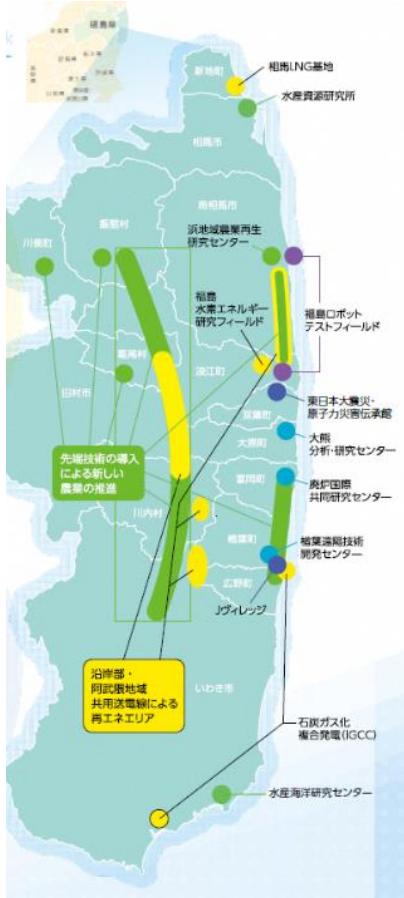
また、今般のコロナウイルス感染症の対応において、行政のデジタル化の遅れに起因する様々な課題が明らかになったこと等を踏まえ、国では令和 2 (2020) 年 12 月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定、令和 3 (2021) 年 9 月にはデジタル庁を設置するなど国をあげたデジタル化の動きが進んでいます。

誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会を目指すことが必要で、地域からデジタル改革、デジタル実装を推進するなど、デジタル化による地域の活性化が求められています。

2 本市の概況と特性

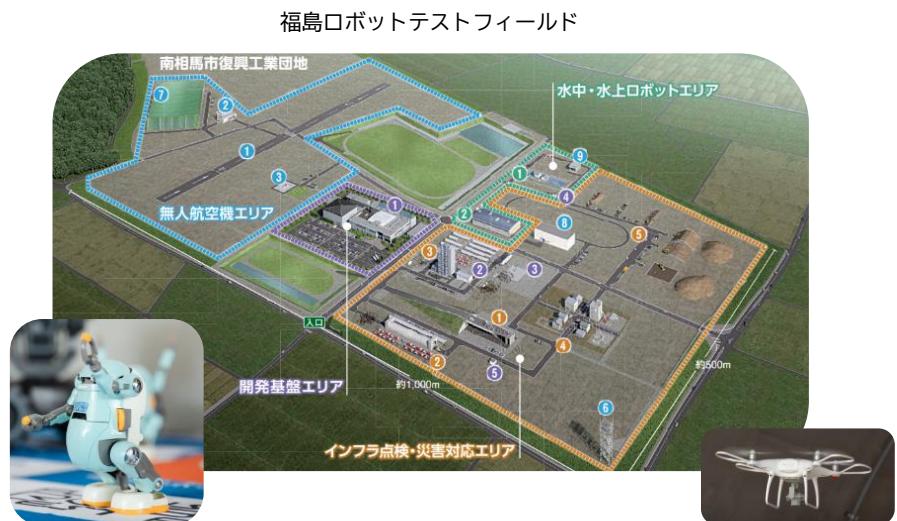
位置・地勢・気候

- 福島県浜通り地方の北部に位置し、東部には太平洋が広がり、西部には阿武隈高地が連なり、山・海・川の豊かな自然に囲まれた地勢
- 東京からの距離は 292 km、いわき市と宮城県仙台市のほぼ中間地点
- 主要交通路：南北方向に首都圏・いわき方面・仙台方面と連絡する常磐自動車道、国道6号、相馬浪江線、浪江鹿島線、JR常磐線
- 東西方向に県都福島市と連絡する東北中央自動車道（相馬市）、原町川俣線等
- 真野川、新田川、太田川、小高川などが東流し、太平洋に注いでいる。
- 夏季は涼しく東北東の風が吹き日照時間が少ない。冬季は比較的暖かく北北西季節風が多く乾燥した晴天が続き、降雪量が少ない地域



産業

- 相双地方の人口・産業・都市機能等の集積地として、相馬市とともに圏域の発展を牽引する中心的な役割
- 「福島ロボットテストフィールド (RTF)」：陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点。インフラや災害現場など実際の使用環境を再現し、ロボットの性能評価や操縦訓練等ができる世界に類を見ない施設





歴史・文化

- 国指定史跡「大悲山石仏（薬師堂石仏、観音堂石仏）」「桜井古墳」「羽山横穴」「真野古墳群」「浦尻貝塚」「泉官衙遺跡」「横大道製鉄遺跡」
- 主な文化遺産保存活用施設「南相馬市博物館」「桜井古墳公園」「大悲山石仏（薬師堂石仏、観音堂石仏）保存施設」「羽山横穴保存施設」「旧武山家住宅」「埴谷・島尾記念文学資料館」
- 「南相馬市立中央図書館」「生涯学習センター」



観光

- 市街地観光拠点「野馬追通り銘醸館」、●地域物産の販売等施設「道の駅南相馬」
- 常磐自動車道南相馬市サービスエリア利活用拠点施設「セデッテかしま」（土産処・食事処・コミュニティひろば・ボールトランポリン・ドッグラン・スマート IC）
- 高台から海を望める「北泉海浜総合公園」、数々のサーフィン大会を開催「北泉海岸」、サーフィンの名所「烏崎海岸」
- 「相馬野馬追」甲冑に身を固めた総勢約 400 騎の騎馬武者が腰に太刀、背に旗指物をつけて疾走する豪華絢爛で勇壮な時代絵巻を繰り広げる（毎年7月最終の土日月曜日に開催）
- 日帰り温泉施設「新田川温泉はらまちユッサ」



3 本市の現状

(1) 人口の動向

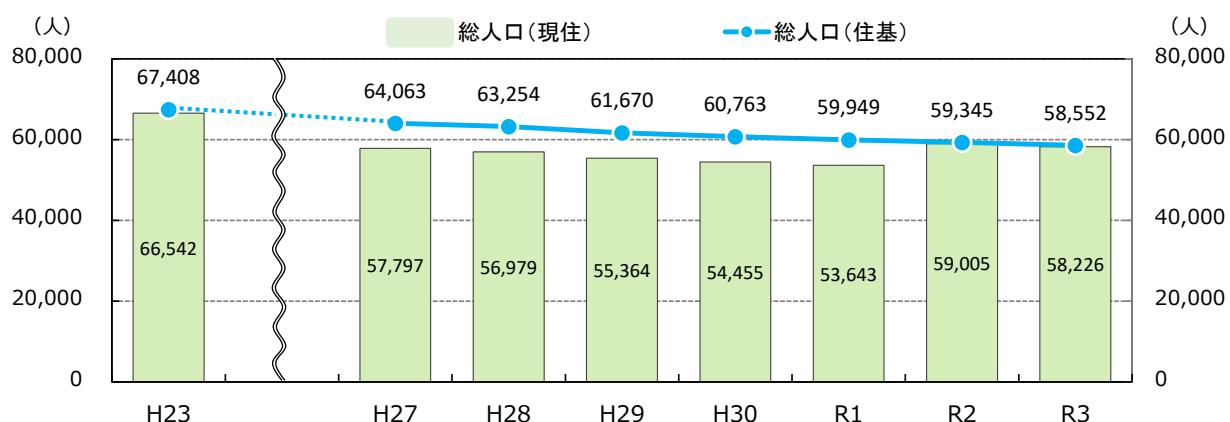
①総人口

総人口(現住)は、令和3年では58,226人 平成23年より8,316人減少
総人口(住基)についても減少傾向で推移

総人口(現住)は、市外への避難者や双葉郡からの市内避難者、復興工事関係者など、住民基本台帳登録の有無に限らず、現住者を対象としたものであるため、総人口(住基)との差が生じている

※総人口(現住):住民基本台帳登録の有無を問わない現住人口(国勢調査を基に毎月の届出による
転入・転出・出生・死亡を加減)

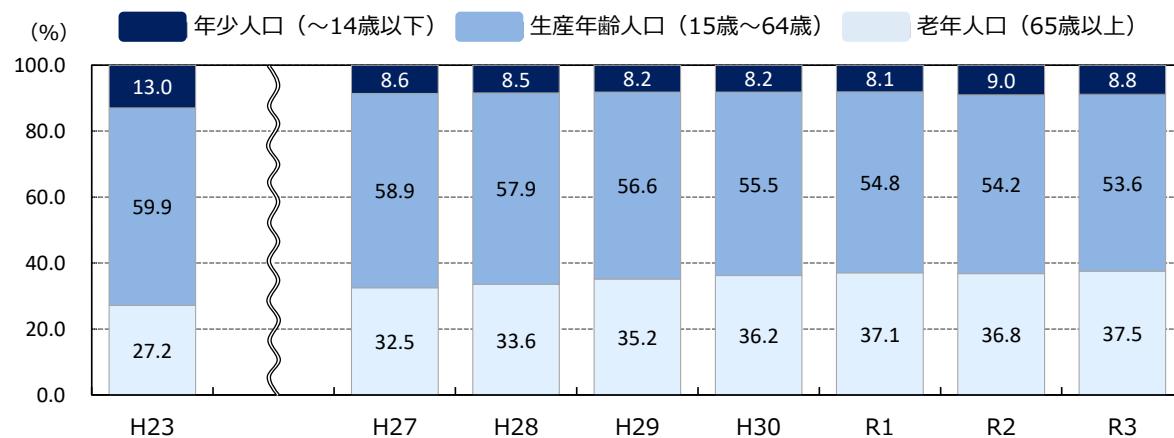
※総人口(住基):住民基本台帳登録者



出典：総人口（現住）：平成27年、令和2年は国勢調査、他は福島県現住人口調査年報／各年10月1日現在
総人口（住基）：住民基本台帳（南相馬市総務部）／各年9月30日現在

②年齢別人口構成比

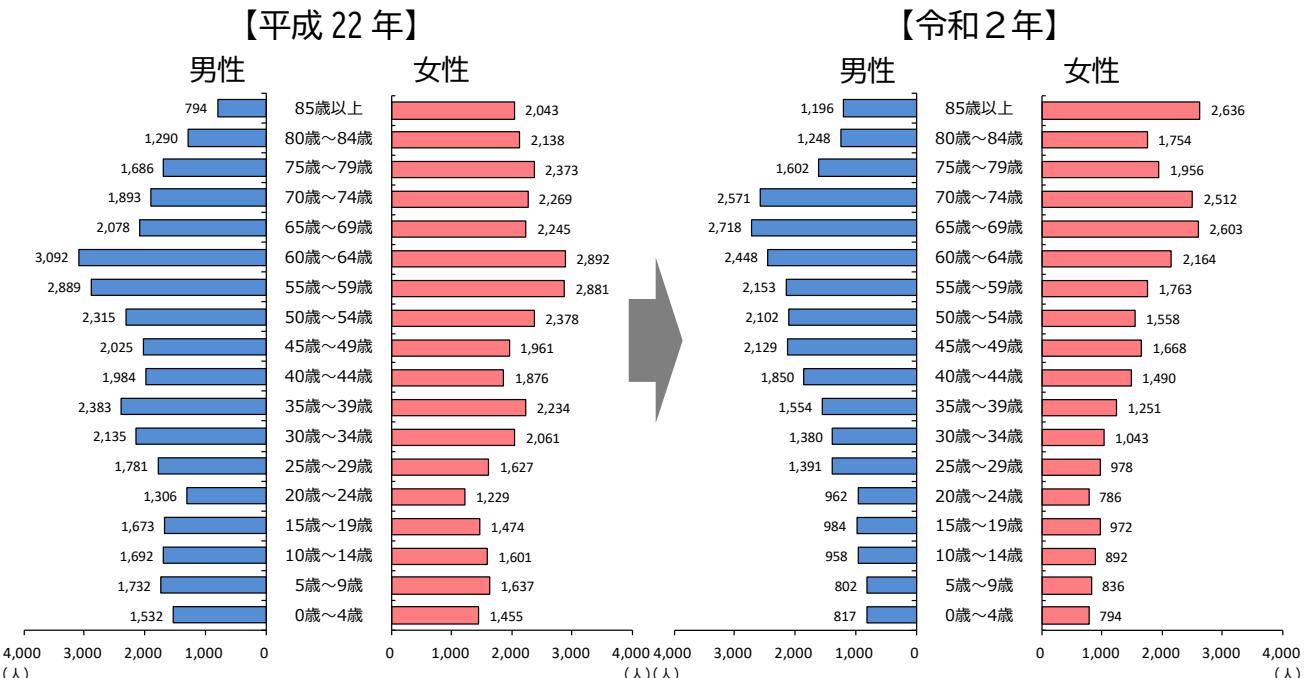
年少人口、生産年齢人口割合は下降傾向。一方で、老人人口割合は上昇、令和3年は37.5%と、平成23年より10.3ポイント増加



出典：平成27年、令和2年は国勢調査、他は福島県現住人口調査年報／各年10月1日現在

②人口構造

平成 22 年では 55~64 歳が多かったが、令和 2 年は 60~74 歳、女性 85 歳以上が多く、子どもが減り高齢者が増えたことでさらに底の低いつぼ型へ変化。女性が男性よりも多い構造が、令和 2 年には女性の方が少ない構造に変化し、20 代~40 代人口が少ない。特に女性の 20~30、50 代で大きく減少。



※年齢不詳があるため、5歳階級の数値合計は前頁の市内全体の人口とは合致しない。

※男性、女性の合計値は年齢不詳を含む。

出典：国勢調査／各年 10 月 1 日現在

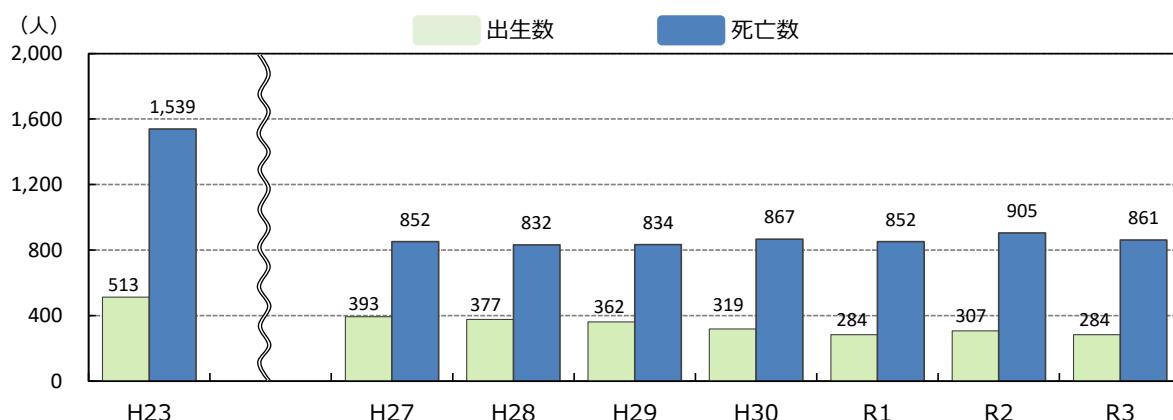
(2) 自然増減・社会増減

①出生数・死亡数

出生数は減少傾向

令和 3 年には平成 27 年より約 100 人減少し、300 人を下回る

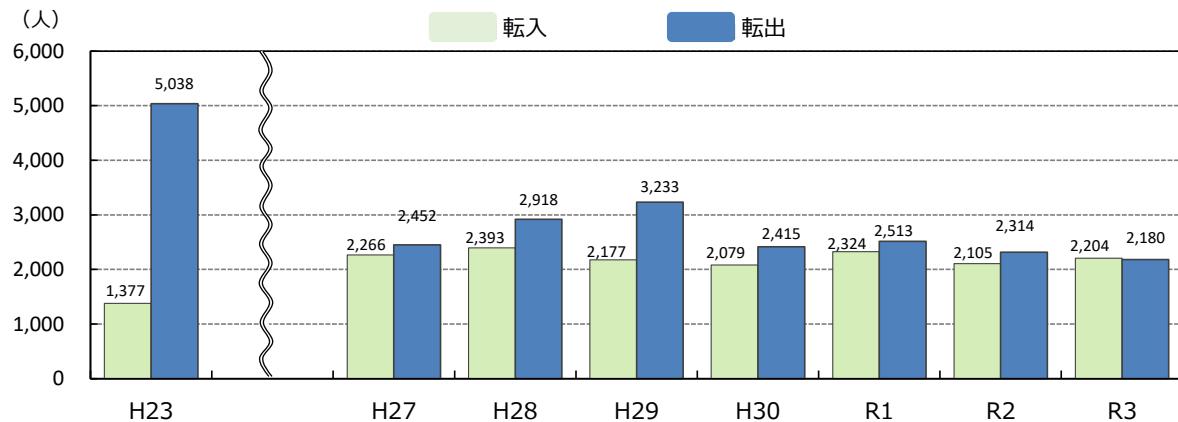
死亡数は令和 2 年にやや増加したが、850 人前後とほぼ横ばい



出典：福島県企画調整部統計課「福島県現住人口調査年報」／各年 12 月 31 日現在

②転入数・転出数

転入数は、平成 27 年以降、約 2,100～2,300 人で増減を繰り返している
 転出数が転入数を上回る「社会減」の状況が継続
 特に震災後の平成 23～25 年、帰還困難区域を除く避難指示区域解除後の平成 28～29 年は転出数が大幅に増加したこと、差が顕著

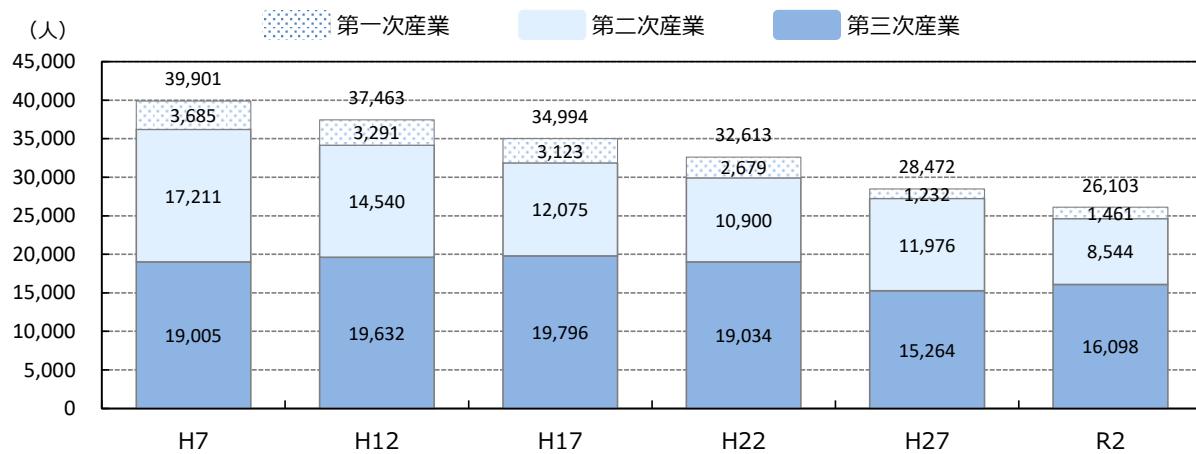


出典：福島県企画調整部統計課「福島県現住人口調査年報」／各年 12 月 31 日現在

(3) 産業別就業者数

産業別就業者数は、第三次産業が最も多く、平成 27 年に大きく減少したが、令和 2 年に再び増加。

第一次産業は最も少なく、令和 2 年は平成 27 年と比べるとやや増加したが、平成 22 年の約半数。



※分類不能を除く。平成 17 年以前は小高町・鹿島町・原町市を合算
 出典：総務省統計局「国勢調査」／各年 10 月 1 日現在

(2) 市民意識調査結果からみる市民意識

これまでの施策に対する評価の検証、意向を今後の市政運営等に反映するため、市民、中高生、職員を対象にまちづくりに関する意識調査を実施しました。

調査の概要

【市民意識調査】

調査期間:令和4年4月26日(火)~6月7日(火)
調査対象:本市に住民登録をしている
18歳以上の市民3,000人
有効回収数:1,263人(有効回収率42.1%)

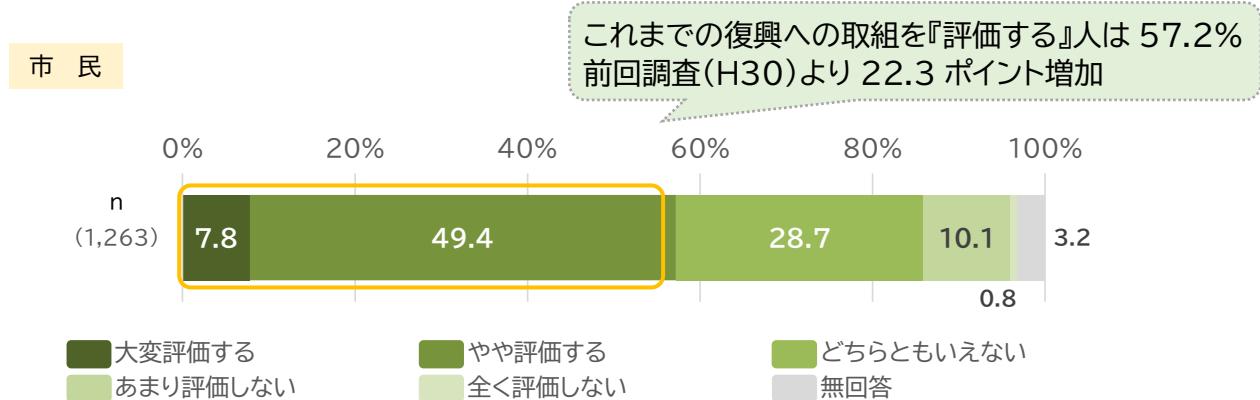
【中高生意識調査】

調査期間:令和4年5月9日(月)~5月23日(月)
調査対象:市内の中学校に通学する生徒1,116人
市内の高校に通学する生徒1,092人
有効回収数:2,012名(有効回収率91.1%)

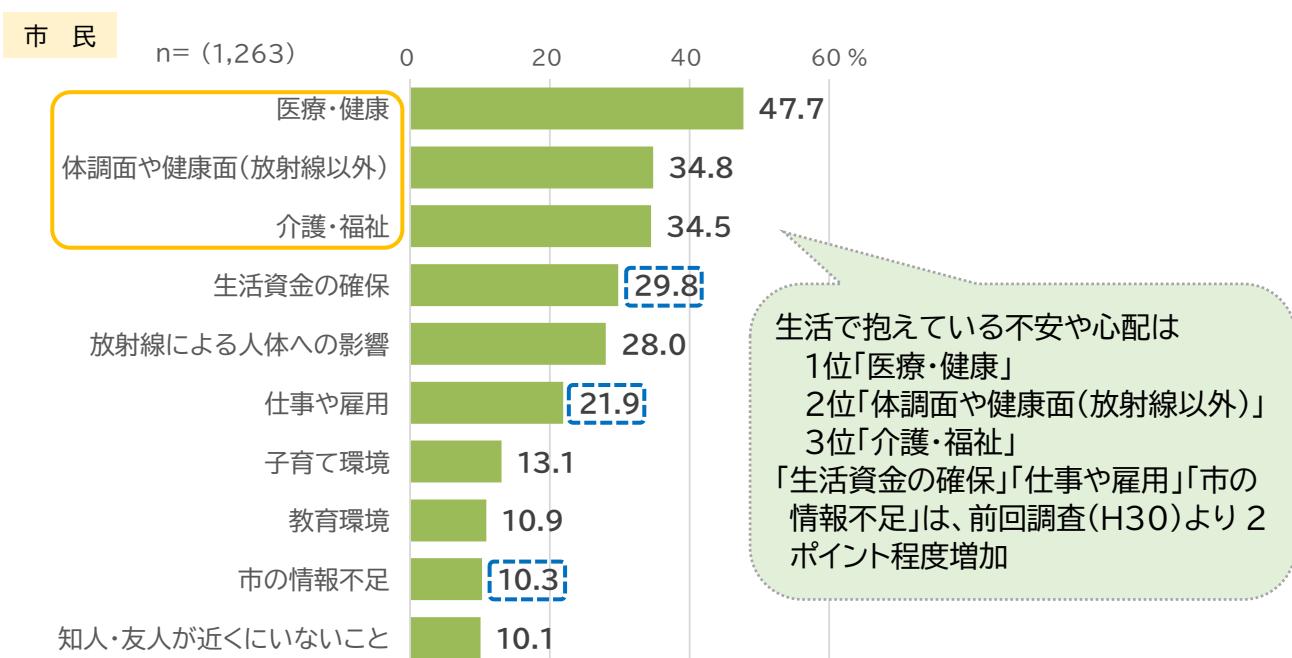
【職員意識調査】

調査期間:令和4年5月30日(月)~6月6日(月)
調査対象:市職員681人
※特定任期付職員、任期付職員、再任用職員、中長期派遣職員及び人事交流職員を含む
※医療職、会計年度任用職員、派遣中の職員、休職中の職員及びグループウェアアカウントを有していない職員を除く
有効回収数:626人(有効回収率91.9%)

①復興への取組に対する総合的評価:市民



②現在の生活の不安や心配:市民

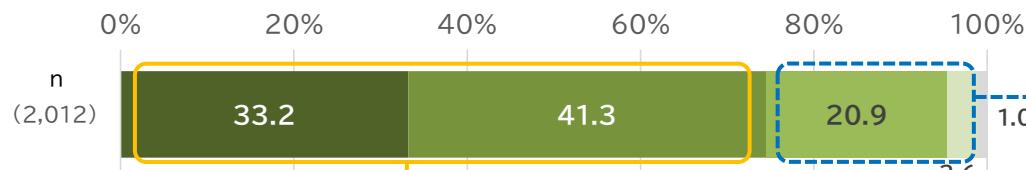


③南相馬市の住みやすさとそう思う理由：中高生

中高生

南相馬市が
『住みやすい』人は 74.5%、『住みにくい』人は 24.5%

住みやすい(生活しやすい)
どちらかといえば住みにくい(生活しにくい)
住みにくい(生活しにくい)
無回答

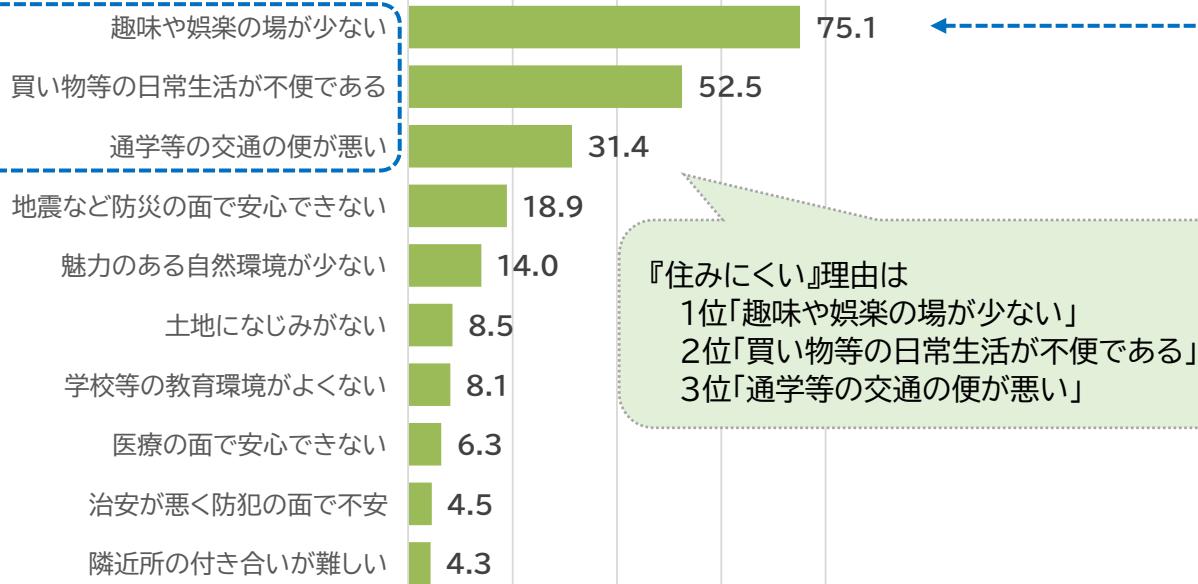


n = (1,499) 0 20 40 60 80 %



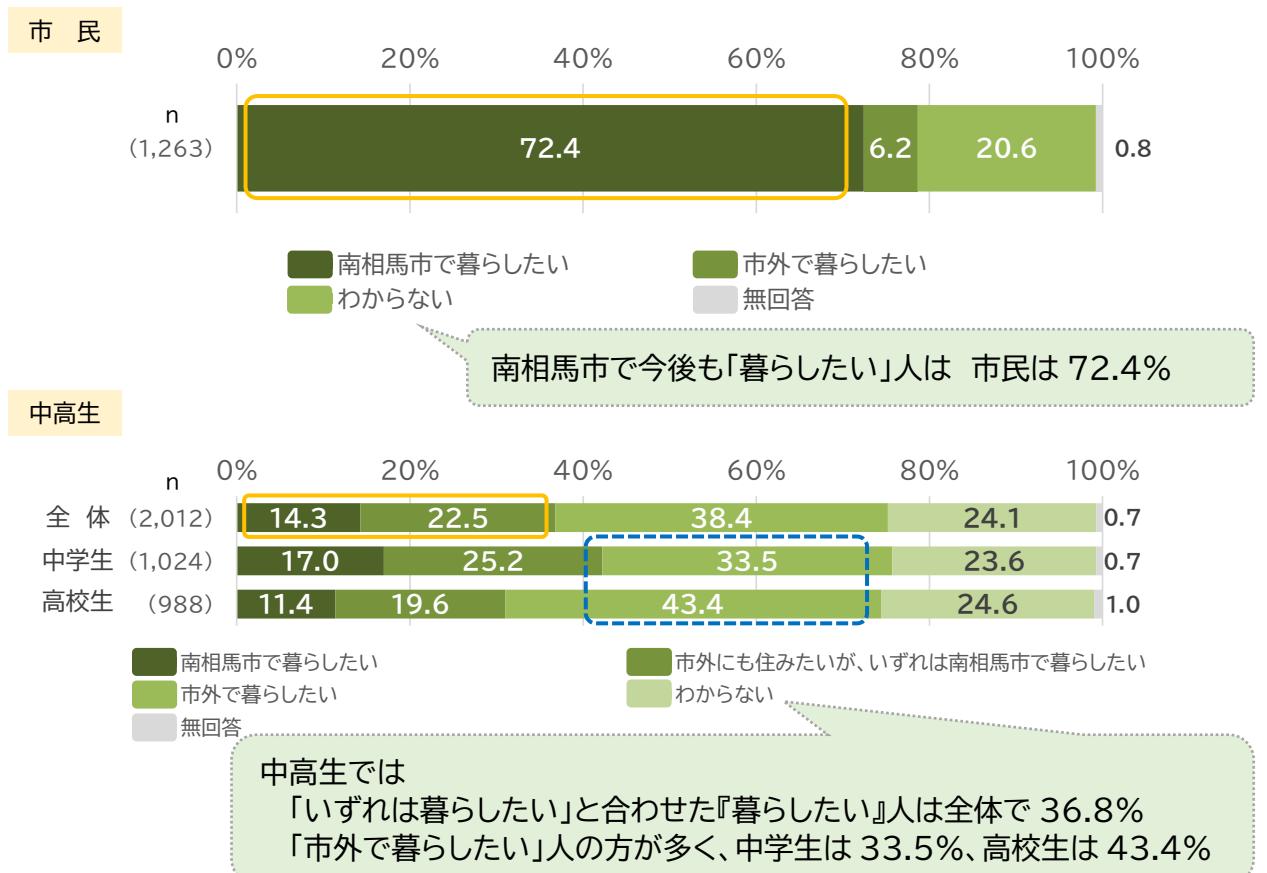
『住みやすい』理由は
1位「自然環境が豊かである」
2位「土地にぬじみがある」
3位「買い物等の日常生活が便利である」

n = (493) 0 20 40 60 80 %

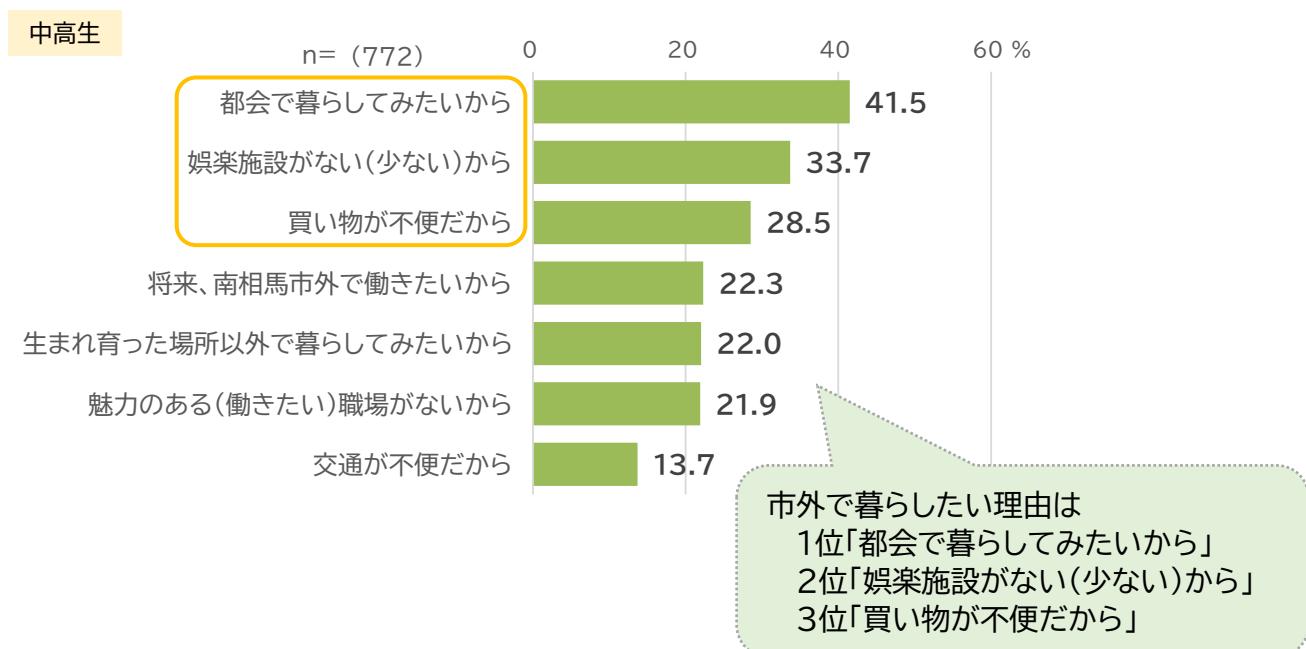


『住みにくい』理由は
1位「趣味や娯楽の場が少ない」
2位「買い物等の日常生活が不便である」
3位「通学等の交通の便が悪い」

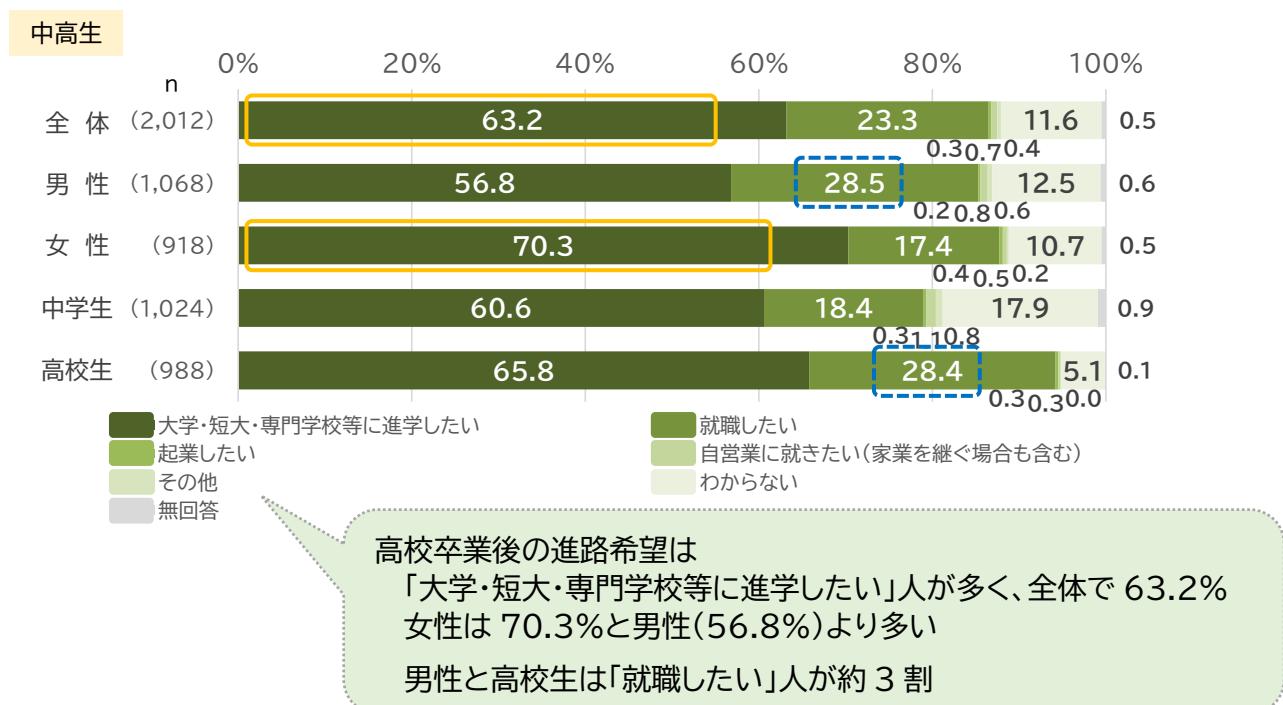
④今後の定住意向：市民・中高生



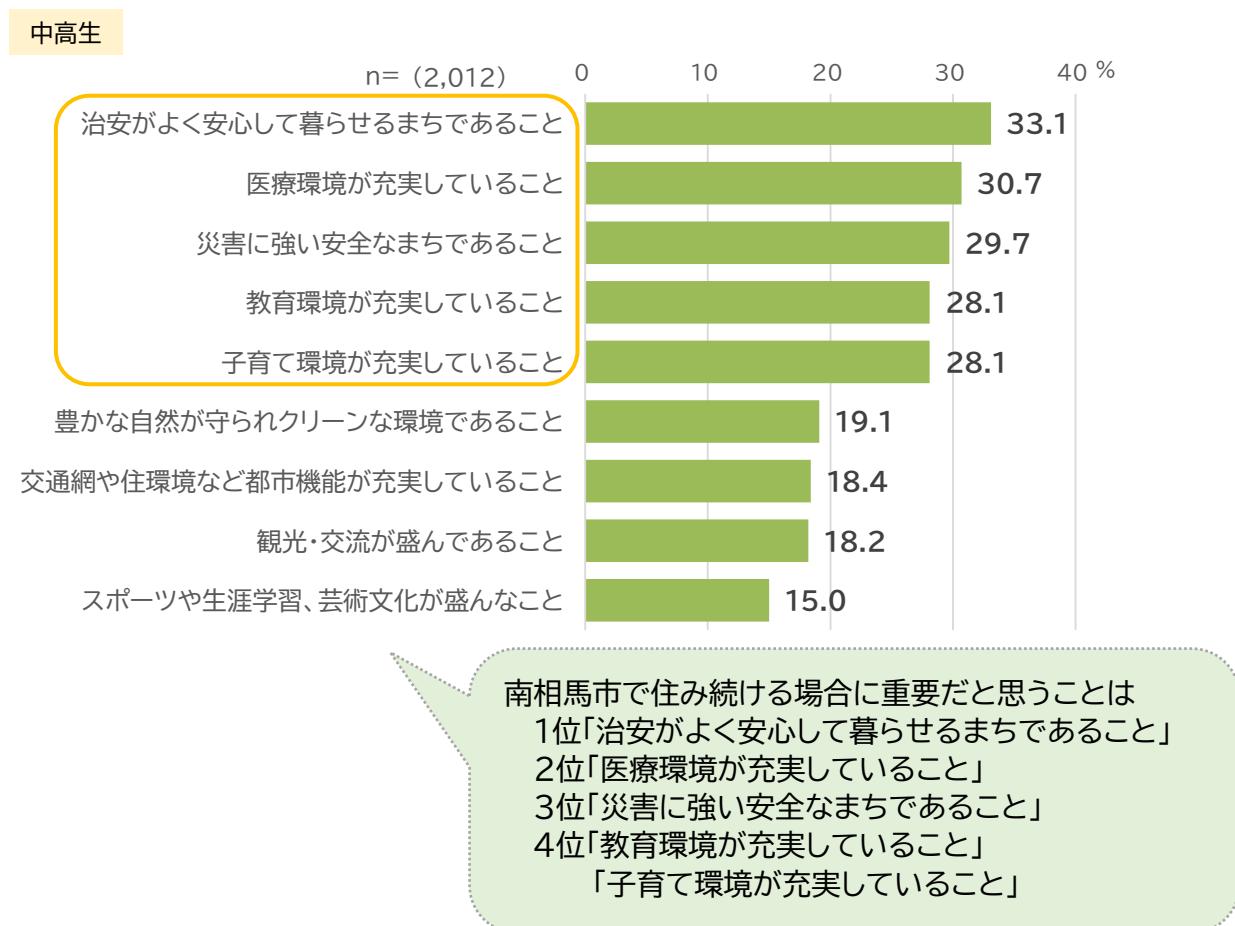
⑤市外で暮らしたい理由：中高生



⑥高校卒業後の進路希望：中高生



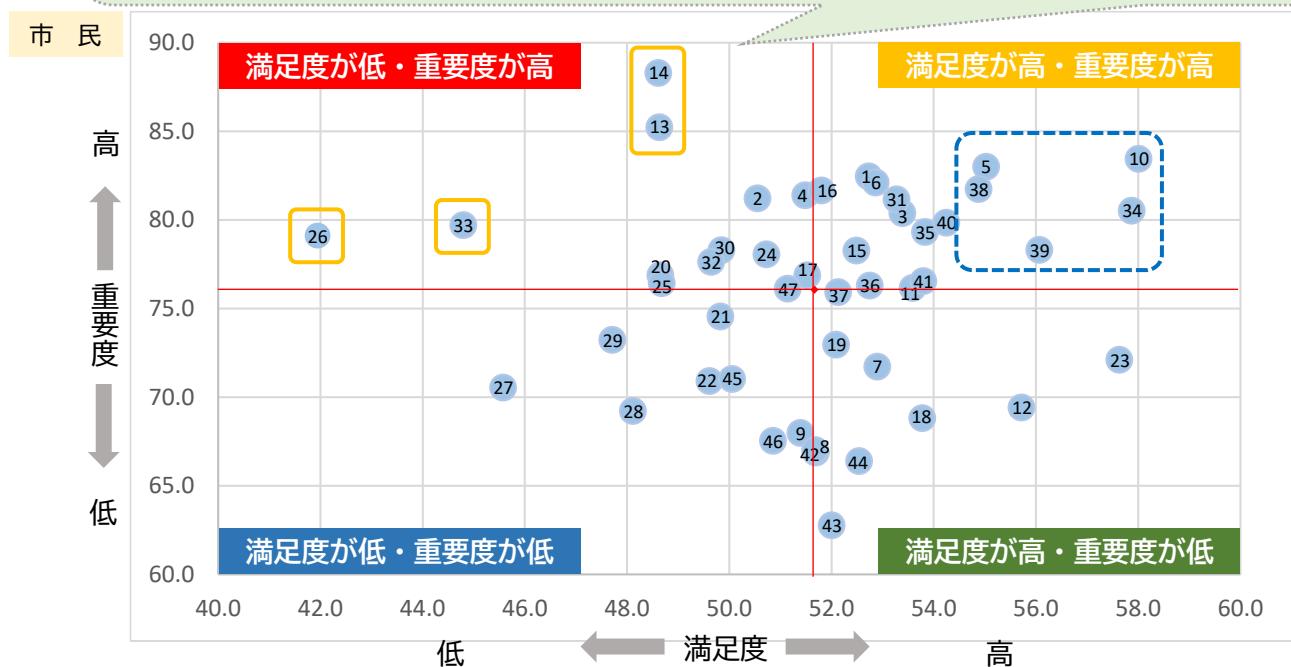
⑦将来、南相馬市に住み続ける場合に重要だと思うこと：中高生



⑧施策の満足度・重要度：市民

満足度が低く、重要度が高い『優先的な対応が必要』な施策は
 「⑭救急医療体制の維持」「⑯地域医療の連携強化」「⑯街なかの活性化」「⑯公共交通の確保」

満足度も重要度も高い『重点的な対応の継続が必要』な施策は
 「⑤保育・幼児教育の充実」「⑩疾病の予防」「⑭ごみの減量と資源化の推進」
 「⑮防災体制の強化」「⑯消防力の強化」

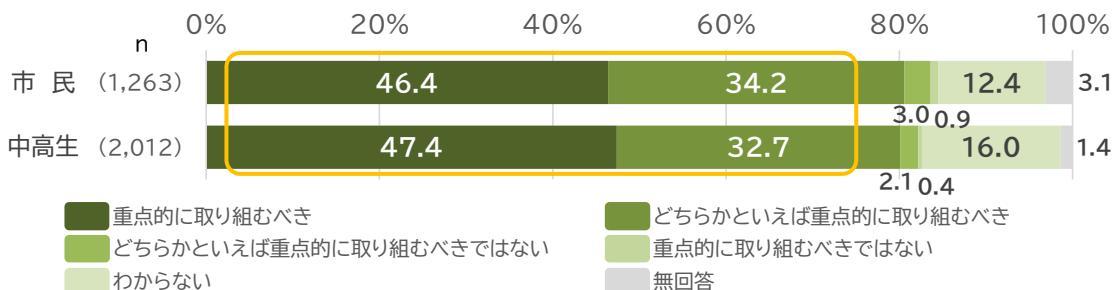


施 策							
学校教育	① 豊かな心と体の育成	商工業	⑬ ロボット関連産業等の新産業創出・育成	観光	④ 結婚・妊娠・出産への支援	⑦ 生涯学習の充実	⑩ 地域医療の連携強化
	② 教育水準の向上		⑭ 地元企業の振興		⑤ 保育・幼児教育の充実	⑧ 芸術文化の充実	⑮ 救急医療体制の維持
	③ 学校環境の整備		⑮ 多様な人材の育成と誘導		⑥ 子育て環境の充実	⑨ スポーツの振興	⑯ 街なかの活性化
子育て	④ 結婚・妊娠・出産への支援	都市基盤	⑯ 街なかの活性化	生活環境	⑦ 通年観光の推進	⑩ 生涯学習の充実	⑯ 地域医療の連携強化
	⑤ 保育・幼児教育の充実		⑯ 交流人口・関係人口の拡大		⑧ 交流人口・関係人口の拡大	⑪ 芸術文化の充実	⑯ 救急医療体制の維持
	⑥ 子育て環境の充実		⑯ 移住の推進		⑨ 生活環境の整備	⑫ スポーツの振興	⑯ 地域福祉の向上
生涯学習・スポーツ	⑦ 生涯学習の充実	地域防災	⑯ 公共交通の確保	交通安	⑩ 環境の保全	⑬ 地域医療の連携強化	⑯ 介護予防と高齢者福祉の向上
	⑧ 芸術文化の充実		⑯ 再生可能エネルギーの活用と環境負荷の軽減		⑪ 上下水道の整備	⑯ 救急医療体制の維持	⑯ 障がい児・者福祉の向上
	⑨ スポーツの振興		⑯ 環境の回復		⑫ 住環境の整備	⑯ 地域福祉の向上	⑯ 被災者への支援
健康	⑩ 疾病の予防	全・防犯	⑯ ごみの減量と資源化の推進	地域	⑬ 防災体制の強化	⑯ 心身の健康づくり	⑯ 介護予防と高齢者福祉の向上
	⑪ 心身の健康づくり		⑯ 環境負荷の軽減		⑯ 消防力の強化	⑯ 放射線対策の継続	⑯ 障がい児・者福祉の向上
	⑫ 放射線対策の継続		⑯ 交通安		⑯ 交通安全の推進	⑯ 被災者への支援	⑯ 被災者への支援
地域医療	⑬ 地域医療の連携強化	コミュニティ	⑯ 防犯の推進・市民相談体制の確保	行財政	⑯ 地域コミュニティの活性化	⑯ 農業生産基盤と農村環境の整備	⑯ 販路拡大と6次産業化・地産地消の推進
	⑭ 救急医療体制の維持		⑯ NPO・市民活動団体等との協働		⑯ 市民参加の推進	⑯ 担い手の育成・確保	⑯ 林業・水産業の再生
	⑯ 地域福祉の向上		⑯ 効果的な行政運営		⑯ 公有財産の最適化と活用	⑯ 地域医療の連携強化	⑯ 販路拡大と6次産業化・地産地消の推進
福祉・介護	⑯ 介護予防と高齢者福祉の向上		⑯ 健全な財政運営		⑯ 健全な財政運営	⑯ 障がい児・者福祉の向上	⑯ 被災者への支援
	⑯ 障がい児・者福祉の向上		⑯ 健全な財政運営		⑯ 健全な財政運営	⑯ 被災者への支援	⑯ 林業・水産業の再生
	⑯ 被災者への支援		⑯ 健全な財政運営		⑯ 健全な財政運営	⑯ 地域医療の連携強化	⑯ 販路拡大と6次産業化・地産地消の推進
農林水産業	⑯ 農業生産基盤と農村環境の整備	行財政	⑯ 健全な財政運営		⑯ 健全な財政運営	⑯ 担い手の育成・確保	⑯ 地域医療の連携強化
	⑯ 担い手の育成・確保		⑯ 健全な財政運営		⑯ 健全な財政運営	⑯ 販路拡大と6次産業化・地産地消の推進	⑯ 林業・水産業の再生
	⑯ 販路拡大と6次産業化・地産地消の推進		⑯ 健全な財政運営		⑯ 健全な財政運営	⑯ 地域医療の連携強化	⑯ 地域医療の連携強化

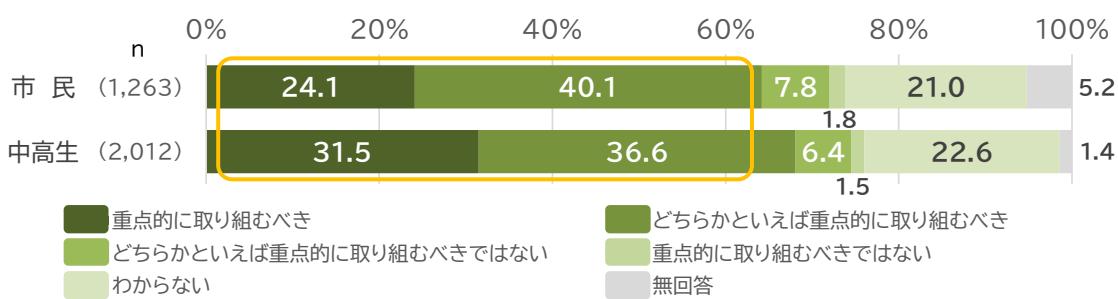
⑨重点プロジェクトに対する意識：市民・中高生

市 民・中高生

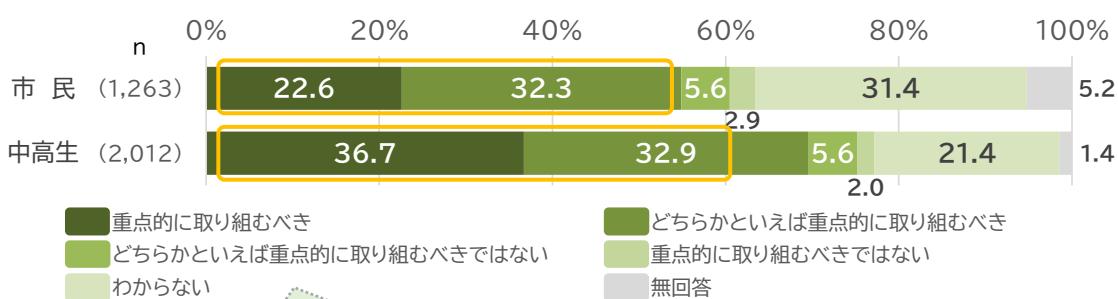
【子育て関連施策を中心とした取組】



【移住・定住促進の取組】



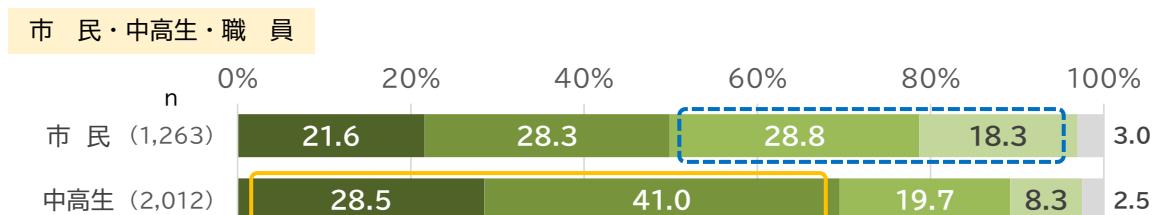
【福島ロボットテストフィールドを中心とした取組】



3つの重点プロジェクトへの取組は
3プロジェクトすべて、市民・中高生とも過半数以上が《重点的に取り組むべき》
中高生は特にロボットテストフィールドが 70.6%と多い

市 民:子育て関連施策 80.5%
移住定住促進 64.1%
ロボットテストフィールド 54.7%
中高生:子育て関連施策 80.1%
移住定住促進 68.1%、
ロボットテストフィールド 70.6%

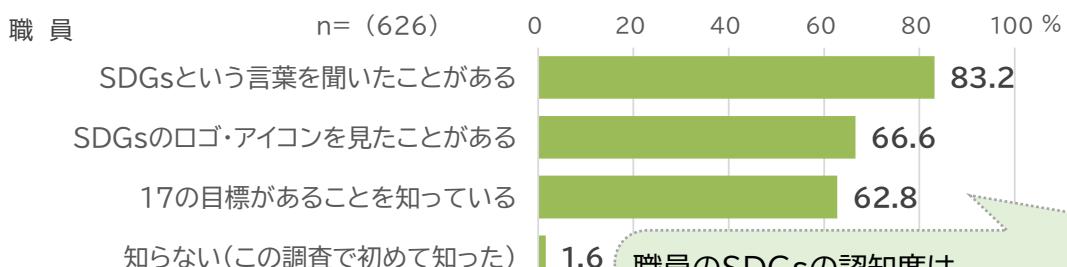
⑩SDGs（持続可能な開発目標）の認知度：市民・中高生・職員



- 内容を知っている
- 内容は知っているが、意識して取り組んでいない
- SDGsという言葉は聞いた(見た)ことがあるが、内容はよく知らない
- 知らない(この調査で初めて知った)
- 無回答

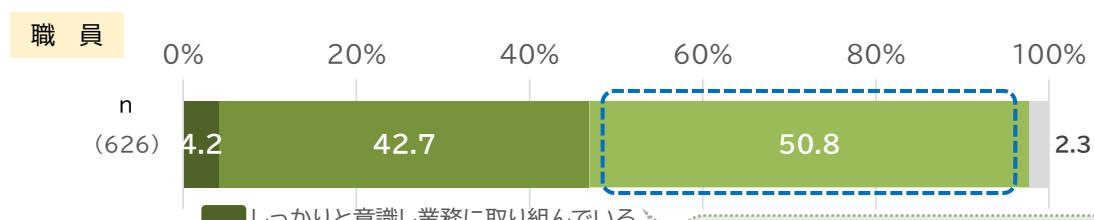
SDGsの認知度は

市民は《内容を知っている》人が 49.9%、《内容を知らない》人が 47.1%と半々
中高生は《内容を知っている》人が 69.5%と多く、《内容を知らない》人は 28.0%

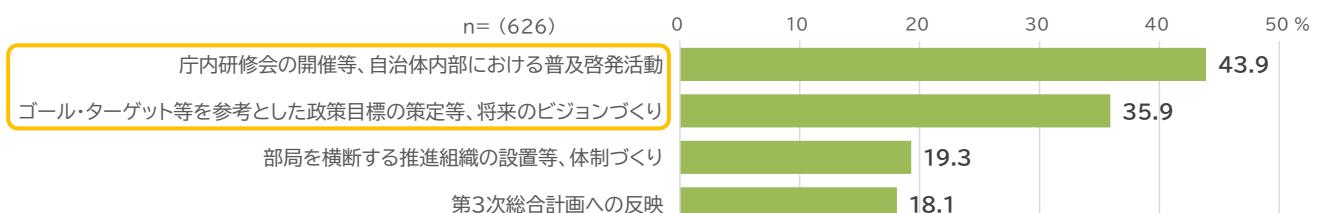


- 職員のSDGsの認知度は
1位「SDGsという言葉を聞いたことがある」
2位「SDGsのロゴ・アイコンを見たことがある」
3位「17の目標があることを知っている」

⑪業務上でのSDGs（持続可能な開発目標）への意識：職員



- 担当業務において、SDGsを意識しているかは
「意識できていない」が 50.8%
「なんとなく意識はしている」が 42.7%



- 各施策の課題とSDGsを結びつけて事務事業を推進するために有効だと思うことは
1位「府内研修会の開催等、自治体内部における普及啓発活動」
2位「ゴール・ターゲット等を参考とした政策目標の策定等、将来のビジョンづくり」

(3) 意識調査及び市民・高校生ワークショップからのキーワードや将来像

市民意識調査及び中高生意識調査等において、将来の南相馬に関する「キーワード」を尋ねました。回答されたキーワード内に含まれる単語のうち、記入数が多かった単語（上位5位）は以下の通りです。

■市民意識調査

	単語	キーワードの回答例
1位	子育て	子育てしやすい、子育て世代に選ばれる、子育てできる、子育て世代が住みやすい
2位	世代	若い世代、子育て世代、すべての世代
3位	安心	安心して暮らせる、安心安全、安心して子育てできる
4位	高齢	高齢者に住み良い、高齢者が安心して暮らせる、高齢者に優しい
5位	子ども	子どもが育てやすい、子どもが安心して暮らせる、子どもが楽しめる

■中高生意識調査

	単語	キーワードの回答例
1位	自然	自然豊かな、自然あふれる、自然いっぱい
2位	豊かな	豊かな自然、豊かな縁、豊かなまち
3位	安心	安心して暮らせる、安心安全、安心できる、安心なまち
4位	笑顔	笑顔あふれる、笑顔いっぱい、笑顔になれる、みんなが笑顔、笑顔のまち
5位	安全	安心安全、安全に暮らせる、安全で住みやすい、安全なまち

また、市民・高校生ワークショップでは、南相馬市の持つ魅力や将来像をテーマに話し合いが行われ、以下のような意見が挙げられました。

市が持つている力 (市民WS)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいものを受け入れる力。挑戦できる環境 ・人をいやす力。地元の人を信じること ・くらしの力。豊かな自然にかこまれ普通のくらしを実感できている ・自然と食の力。食の満足 ・住みやすい気候、人柄、独自性など安定した力。ちょうどいいが実現できる力。「ほつ」とする時間 ・文化財を大切にし、地域・人々のつながりがある優しいまち。世界とつながれる ・地域力。人と人をつなぐ力。永住したくなるような朗らかな人とのつながり ・どのような状況の人でも楽しめる何かが見つけられる。お金をかけずに楽しめることがある
市がこれから伸ばす力 (市民WS)	<ul style="list-style-type: none"> ・挑戦をさせる何気ない普通の暮らし ・海、山、子育て、エンタメ、お店、復興、野馬追、ひとつになると前に進む ・安全で地域の力を高める ・つながり。バランスのとれた生活環境をつくりあげるよう市民がつながる ・人との信頼を高める団結する力 ・発信力の強化による移住定住者を増やし、「何でもできる」、挑戦できるまちへ ・行政と地元が助けあう力 ・全ての人が暮らしやすいまちにするために良さを表現する行動力 ・いろいろなモノ、コトを知りつなげる力 ・都会に劣らない就労環境の充実!!職場環境の変化（柔軟性）!!
大切にすべきこと (高校生WS)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かなことを良さとしまちの人が共通認識すること ・野馬追、伝統をつなげる、継承、知らない人へ伝えること ・コミュニケーション・交流、協調性、人との関わり方、近所付き合い ・笑顔、笑い続けられる環境、思いやり、寄りそう、人のよさ、親しみやすさ ・住民と関われるイベント、たくさん的人が集まりたいと思う南相馬であること ・食の豊かさ、おいしい食べ物、農業、働きやすさ ・事件・事故の少なさ、町をキレイにする、施設、公共の場、コンビニ

これを踏まえ、
以下のキーワードが出されました

●南相馬らしい豊かさ

「世界一えあう町」、「繋がりが繋がる街 南相馬～伝統とチャレンジ～」、「のんびり暮らそう、つながりあう南相馬」、「自然と伝統とロボットと交流が共存する街」、「自然と文化と笑顔がある幸せいっぱいの町！南相馬!!」、「たのしいね！やさしいね！おいしいね！ 緑耀く南相馬 住んだら都」、「人があたたかいまち」

●南相馬らしい豊かさを実現するために、みんなで大切にしたいこと

「離れていても隣組」、「認める 広げる 伝え合う 南相馬」、「(みんなすべての人) 居場 所と役割」、「踏み出す勇気と受け入れる心」、「助け合い・協力 人と人との輪」、「今あるものをみがき、まなびあう人垣づくり」、「集まる・集める」

4 本市の課題

(1) 本市の現状と課題

①人口減少・少子高齢化の本格化

【現 状】

- ・令和4年3月末での人口は58,004人となり、平成27年3月末の64,114人と比較すると6,110人減少している（住民基本台帳登録人口）
- ・急速な年少人口、生産年齢人口の減少が大きい（年少人口の全人口に対する割合は、令和3年が平成23年より4.2ポイント減の8.8%、同じく生産年齢人口は6.3ポイント減の53.6%）
国全体と比較しても大きく減少（国では令和3年は年少人口11.8%、生産年齢人口59.1%）
- ・高齢化の進展（令和3年の高齢化率は平成23年より10.3ポイント増の37.5%）
国全体と比較しても増加（国では令和3年の高齢化率は29.1%）
- ・女性の20代～40代人口が少ない
- ・出生数は震災前のおよそ半分に減少（令和3年は平成23年より229人減の284人）
- ・特に男性の生涯未婚率は上昇（平成22年より令和2年は14.22ポイント増の33.99%）
- ・転入・転出の人口の動きは「社会減」で推移が続く。令和3年には均衡
- ・卒業を機に、他県・市へ若い世代が流出（平成29年～令和3年の直近5年では、20～30代の転出が多く、女性は400～500人、男性は600～650人で推移）
- ・女性は転出が上回る「社会減」が100人前後と男性より多い
- ・避難者の帰還鈍化（令和元年の避難者は平成30年から約1,000人減の5,201人、令和3年は令和2年から約500人減で半分の4,014人）
- ・住民基本台帳登録者と居住人口の乖離（原発事故による市外避難者、双葉郡の避難者、復興工事関係者等）



【課 題】

- ・人口減少に対応するために適切な施策を展開し、充実した少子化対策や、魅力ある地域づくりによって、選ばれる都市になることが必要
- ・本市は、東日本大震災と原発事故による影響から20年先行した日本の縮図を表しているといわれ、これらの社会課題への対策は、日本の他地域よりも、未来をリードしたまちづくりを展開していく必要
- ・「みらいづくり1.8プロジェクト」をはじめとした少子化対策として、妊娠から子育てまで安心して産み育てられる環境整備の推進をより一層精力的に推進することが必要
- ・若い世代や子育て世代をターゲットに移住・定住の促進強化が必要
- ・進学、就職により市外に出た市民も、いつか本市に帰ってきたいと思えるようなシビックプライドの醸成や、本市で就業したいと思えるような魅力的な企業や生活環境があるまちづくりが必要。また、たとえ本市を離れたとしても、関係人口として繋がりが継続していく取組が必要
- ・行政サービスの需要量検討のためにも、使途に応じた人口把握が必要

②東日本大震災・原発事故からの復興状況の変化

【現 状】

- ・市民意識調査の「復興への取組に対する総合的評価」は、《高評価層》が平成30年調査(34.9%)より22.3ポイント増加し57.2%となっており、復興関連施策が一定程度評価を得たと判断できる
- ・福島ロボットテストフィールドの開所などのハード面の整備、帰還住民や移住者による起業などの動きがある
- ・農地への営農型太陽光パネルの設置が農地集約化の妨げや、景観・自然環境に影響するなどの問題が顕在化
- ・避難生活や原発事故による風評被害が続いていることで子どもや若年層の減少、医療介護の対応体制が弱体化などのほか、心のケアの必要、地域間の意識差など目に見えない問題
- ・市民意識調査では、現在の生活の不安・心配ごととして「生活資金の確保」「仕事や雇用」「市の情報不足」がやや増加。経済・社会情勢の変化を受けた生活不安が顕在化。復旧・復興関連項目は、前回よりも落ち着きを見せる



【課 題】

- ・復興の次のフェーズに移行している段階であり、住民ニーズや社会情勢の変化を踏まえた施策の検討が必要
- ・東日本大震災からの復興をより加速し、さらに魅力的なまちづくりに繋げていくためにも、「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく復興再生に向けた取組の本格化が必要
- ・福島イノベーション・コスト構想による新たなまちづくり（日本を牽引するロボットや農業分野における南相馬モデルの構築、新産業創出、教育・人材育成・交流人口の拡大等）の推進が必要
- ・農地保全や太陽光パネルなど、自然環境・景観との調和の推進が必要
- ・子どもや若年層の減少、心のケアなど目に見えない問題や、新たな問題への対応が継続的に必要
- ・復興の次のフェーズに移ることで、人口減少への対応と、住民ニーズも社会情勢等に合せた変化が生じていることを踏まえた施策の検討し、より市民が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりが必要

③持続可能で多様性・包摶性のある社会の創造

【現 状】

- ・平成27（2015）年の国連サミットで、持続可能な世界を実現するための国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、国でもSDGsの実現に向けた取組を推進
- ・地方自治体においては、地域課題の解決（施策の推進）が世界規模の課題の解決に寄与するよう、地域資源を活用した多様で独自のSDGsの実施が期待されている
- ・年齢や国籍、性自認・性的指向を理由として困難な状況に置かれる人々への社会的認識が進みつつあるが、差別や偏見、ヘイト（憎悪）行為等の問題解決には国内外至っていない
- ・多様性を認め、包摶性のある社会の実現に向け、生活習慣や文化の違いを理解し支え合う共生社会の創造が求められている
- ・SDGsの理念が社会に浸透しはじめ、持続可能な社会への機運が高まりつつある
- ・市民意識調査のSDGs認知度は、半数近くが《内容を知らない》となっている
- ・職員意識調査で各施策の課題とSDGsを結びつけて事務事業を推進するために有効だと思うことは、「府内研修会の開催等、自治体内部における普及啓発活動」（43.9%）と「ゴール・ターゲット等を参考とした政策目標の策定等、将来のビジョンづくり」（35.9%）



【課 題】

- ・SDGsの視点で施策を整理・展開、施策の検討段階から意識し、SDGsの理念に沿った計画づくりと、成果目標の設定等、市職員へのSDGsに対する理解促進と一人ひとりが意識して取り組める体制の構築が必要
- ・多様性を認めあう共生社会、包摶社会の実現に向け、市民へ分かりやすい形のSDGsと施策との関係等の情報提供を図るなど、市民一人ひとりの意識の変革が必要
- ・社会的に弱い立場にある人への差別や孤独・孤立のケア、支援をより一層進めていくことが必要

(2) 第二次復興総合計画後期基本計画における基本施策別の現状と課題

①教育・子育て（学校教育、子育て、生涯学習・スポーツ）

【現 状】

（学校教育）

- ・GIGAスクール構想に基づき、市内の教育環境においてICT環境整備が進んでいる
- ・市民意識調査：「子育て」、「学校教育」の施策評価は満足度も重要度も高い。ただし個別施策の「②教育水準の向上」はやや満足度が低い
- ・中高生意識調査：市で住み続ける場合に重要なことで約3割が「教育環境が充実していること」、「子育て環境が充実している」と回答
- ・令和3年度の小学校の不登校率は0.84と近年で最も高く、中学校は、令和元年が過去14年間で最も高い。意見交換会でも家庭・学校以外の第三の場所の整備が求められている
- ・施策評価シートによると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教員の指導力向上のための教員研修の減少や、全国学力調査の結果が小学校で大きく減少

（子育て）

- ・令和2年以降「待機児童ゼロ」。市では、庁内横断的な「みらいづくり1.8プロジェクト」の推進強化など、手厚い子育て支援策の実施と環境整備を行っている
- ・令和3年の母子世帯数は震災前と同程度まで増加
- ・若者団体との意見交換会では、ひとり親世帯の支援の必要性や、子育て支援施策の情報発信の不足、などが挙げられている
- ・市民・中高生意識調査：重点プロジェクト「子育て関連施策を中心とした取組」については、80%以上が重点的に取り組むべきと回答
- ・施策評価シートによると、ファミリーサポート推進事業の援助を行う「まかせて会員数」が減少

（生涯学習・スポーツ）

- ・生涯学習施設・スポーツ施設利用者数、文化会館来館者数はコロナ禍において大きく減少
- ・施策評価シートによると、新型コロナウイルス感染症の影響により芸術イベントの開催中止や、芸術文化協会に加入する団体や会員が年々減少及び会員の高齢化が進んでいる



【課 題】

（学校教育）

- ・より一層の教育環境の充実と、教育水準向上への取組が必要
- ・近年の小中学校の不登校率が増加傾向に対し、家庭や学校以外の第三の居場所づくりなどが必要

（子育て）

- ・これまでの手厚い子育て支援策の実施と不足していると思われる環境整備を、今後も継続していくことが必要
- ・ひとり親世帯をはじめとした、ケアが必要な世帯への支援が必要
- ・子育て支援施策の効果的な情報発信が必要

（生涯学習・スポーツ）

- ・新型コロナウイルスの感染拡大等の社会動向に応じた生涯学習・スポーツの振興や、芸術文化に触れることのできる環境づくりと体験機会の提供が必要
- ・芸術文化協会への若い世代の加入促進と芸術文化団体やサークル団体等の育成・支援が必要

②健康・医療・福祉（健康、地域医療、福祉・介護）

【現 状】

（健康）

- ・市民意識・職員調査では、「疾病の予防」の満足度が高く、『重点的な対応の継続が必要』との位置付け
- ・施策評価シートによると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生活習慣が変化、メタボリックシンдром該当者・予備群の割合が高い状況
また、ゲートキーパー登録数は、目標値を大きく上回ったものの、コロナ禍での社会背景としてうつ病やうつ傾向の方が増えている

（地域医療）

- ・医療施設数、医療従事者数は震災前より減少
- ・市民意識・職員・中高生調査のいずれでも、「医療環境」が重要・優先的な対応が必要との回答が得られている
- ・若者団体との意見交換会では、医療機関の充実、人口透析や訪問看護等の医療資源の整備、人材の不足、退院後の管理が難しい、医療依存度が高い高齢者の増加、精神障がい者の入院長期化などが挙げられている

（福祉・介護）

- ・高齢化率は年々上昇
- ・要介護等認定者は増加傾向にあるものの、要介護等認定率は他市に比べ低く、健康を維持した高齢者が多い
- ・若者団体との意見交換会では、問題の複合化・多様化による対応困難、介護資源の整備、人材の不足、ライフステージが変わっても働き続けられる環境整備、手続き等の簡略化などが挙げられている
- ・施策評価シートによると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で生活習慣病の重症化予防及び介護予防等の活動が減少
また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、生活習慣病の重症化、認知機能、社会的つながりの低下等により要介護状態に陥る可能性が高くなることが懸念



【課 題】

（健康）

- ・メタボリックシンдромや疾病の予防をはじめ、「健康寿命」の延伸のための継続的な支援が必要
- ・地域における自殺予防に対する知識の向上を図り、適切な相談機関につなげる体制づくりが必要

（地域医療）

- ・小児科をはじめとした、市民の要望が強い診療科等、救急医療体制の充実と地域医療の連携強化の推進が必要
- ・退院後、スムーズに地域へ移行できるよう、医療・介護の連携強化が必要
- ・人材の確保と若者の定着に向けた支援や、ICT等の活用による業務効率化が必要

（福祉・介護）

- ・障がい者や高齢者等が住み慣れたまちで元気に過ごし続けられるよう、それぞれに適した医療・福祉・介護予防・介護サービスの提供体制の整備と自立支援が必要
- ・問題の多様化へ対応できるよう、事業所間等、関係機関の連携強化が必要
- ・人材の確保と若者の定着に向けた支援や、ICT等の活用による業務効率化が必要
- ・感染症対策を行いながら、保健医療・生活支援・介護予防・住まい・介護サービスを一體的に提供する地域包括ケアシステムの推進や高齢者が自ら健康づくりに取り組める体制づくりが必要

③産業・仕事づくり（農林水産業、商工業、観光交流）

【現 状】

（農林水産業）

- ・震災前に比べ農家数は減少、令和3年の水稻作付面積・収穫量は震災前の2割以下
- ・若者団体との意見交換会では、農業経営を学ぶ機会がない、資材等の価格高騰のための支援、米以外で作れる園芸作物が分からず、若者定着のための環境改善などが挙げられている
- ・漁業は本格操業前の段階であり、漁獲量は震災前の5分の1程度
- ・第一次産業従事者は増加傾向にあるものの、震災前の水準には戻っていない。
- ・第一次産業は生産年齢人口の減少による労働力不足及び担い手不足が懸念されるが、第二次産業はロボット関連産業の進展、第三次産業は情報通信分野や医療・福祉分野の成長が期待される

（商工業）

- ・震災後の企業立地件数は、令和2年度は39件と大きく増加
- ・若者団体との意見交換会では、事業者の実状を理解した制度、若者等の新規雇用者確保に向けた支援、職場環境づくりのための継続的な支援、市との情報共有の場や相談体制の整備などが挙げられている
- ・市民意識調査では、地元雇用の場の確保、多様な人材の育成が求められている
- ・福島ロボットテストフィールドを活用した人材誘導、企業誘致、新産業創出、新規創業者への手厚い支援を行っている
- ・市民意識・中高生調査では、重点プロジェクト「福島ロボットテストフィールドを中心とした取組」が重要との位置付け
- ・市民意識調査では「街なかの活性化」が『優先的な対応が必要』との位置付け
- ・中高生調査では、市外での居住を希望する理由として、「娯楽施設がない（少ない）から」「買い物が不便だから」が上位に挙げられている

（観光交流）

- ・観光客入込数、観光イベント・体験交流事業参加者数は、新型コロナの影響を受け大きく落ち込んでいる
- ・若者団体との意見交換会において、滞在型観光が弱い、市を代表するコンテンツがないとの指摘、コロナ後を見据えた観光資源の開発・発掘（特に通年観光コンテンツ）や、効果的な観光PRの取組が挙げられている
- ・市民意識調査では、重点プロジェクト「移住・定住促進の取組」が重点的に取り組むべきとの位置付け
- ・新しいまちづくり向けた移住者のチャレンジしやすい環境があり、移住定住者が増加傾向
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による感染リスク回避のため、テレワークの普及やオフィスの分散化が推奨されている
- ・密を避けるライフスタイルの定着やテレワークの進展等による東京一極集中の緩和など、地方での新たな働き方などが注目されている



【課 題】

（農林水産業）

- ・第一次産業従事者の震災前の水準への回復に向けて、農林水産業の担い手育成や風評被害の払拭、販路拡大の支援等が必要
- ・農業従事者への効果的な支援（研修・交流の場の整備や情報提供など）が必要

（商工業）

- ・就労を含めた環境づくりのための支援や商業従事者への情報発信の在り方の見直し、継続的な対話の機会の創出が必要
- ・ロボット関連企業の誘致を継続するとともに、南相馬モデルの構築、新産業の創出が必要

- ・日常生活の利便性や娯楽の充実など、街なかの活性化が重要
- ・地元雇用の場の確保、多様な人材の育成が必要
- ・世界市場へ参入できる、高い付加価値を提供できる産業、人材の育成、マネジメント力等、前例に捉われない社会変革に対する柔軟な思考と挑戦が必要
- ・中長期的な官と民協働による計画的・重点的な投資と改革を図り、課題解決と経済成長の同時な実現が必要

(観光交流)

- ・市の観光の目玉等の創出のため、ロボット産業や海等を活用した交流観光が必要
- ・多様な地域資源を最大限活用し、新たな滞在型観光や広域観光周遊へ向けた取組強化が必要
- ・テレワークの進展等、地方への人の動きが見直されたことは本市にとってチャンスでもあり、この機運と機会を逃さず、選ばれる地域となる施策の展開が必要

④都市基盤・環境・防災（都市基盤、生活環境、地域防災、交通安全・防犯）

【現 状】

（都市基盤）

- ・市民意識調査では、「公共交通の確保」「道路網の整備」「住環境の整備」が『優先的な対応の継続が必要』との位置付け
- ・市内など路線バスの利用人数は年々減少。また、中高生意識調査では、住みにくい理由として「通学等の交通の便が悪い」が上位
- ・施策評価シートによると、小高スマート IC 整備の全体的な遅れや、道路改良整備の一部計画から遅れが生じている
- ・空き家数、空き家率の大幅な増加（平成 30 年の空き家率 26.2%、4 軒に 1 軒が空き家）

（生活環境）

- ・市民意識調査では、「ごみの減量と資源化の推進」「環境保全」が『重点的な対応の継続が必要』との位置付け
- ・施策評価シートによると、不法投棄や、ごみの分別ができていないことにより再資源化が進んでいない
- ・「南相馬市ゼロカーボンシティ」を令和 4 年に宣言、脱炭素社会への取組を推進
- ・若者団体との意見交換会では、市内の再生可能エネルギーからの発電量が、市内の 1 年間の消費電力の 94% 相当であることを発信・アピールすべきであること、環境問題への理解の促進は個人の意識向上が必要不可欠であることがあげられた

（地域防災）

- ・自然災害による甚大な被害が全国的に多発、令和元年に発生した東日本台風では河川の越水や市街地の冠水など大規模な水害や土砂災害、令和 3 年 2 月及び令和 4 年 3 月に発生した福島県沖地震においても道路・建物等への大きな被害が発生
- ・消防団員数は、震災後は減少傾向。自主防災組織のカバー率は震災後に一旦 100% を下回ったが、平成 28 年には 100% に充足。再び、令和 2 年に 95.5% へ減少
- ・中高生意識調査では、市で住み続ける場合に重要だと思うことの上位は「治安がよく安心して暮らせるまちであること」「災害に強い安全なまちであること」
- ・施策評価シートによると、河川氾濫や内水氾濫による浸水等の被害が増加

（交通安全・防犯）

- ・交通事故・死者数は、震災後はいずれも減少。刑法犯認知件数は、平成 22 年から減少傾向

【課 題】

（都市基盤）

- ・日常生活に影響する生活圏の交通インフラの確保と生活道路の整備を優先して対応することが必要
- ・小高スマート IC 整備事業の早期供用開始に向けた取組強化が必要
- ・今後も増加が見込まれる空き家の有効活用と空き家対策が必要

（生活環境）

- ・不法投棄防止やごみ分別の普及啓発等、環境保全の意識の醸成を図るとともに、ごみの減量化と資源化の取組強化の推進が引き続き必要
- ・「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、官民協働による二酸化炭素などの温室効果ガス削減の取組強化が必要
- ・環境問題や再生エネルギーの理解促進、啓発の強化が必要
- ・意見交換会や研修会、体験学習等、学べる場の整備が必要
- ・企業、事業所、学校等の関係機関との連携強化が必要

（地域防災）

- ・地域防災力の減少を踏まえ、河川維持管理や道路冠水対策の強化等、災害に強い都市

基盤づくりと地域防災力向上の推進が必要

- ・自然災害等のリスクに対応した、ハード・ソフト両面での防災・減災の取組（国土強靭化）が必要

（交通安全・防犯）

- ・移住者も増えていることから地域コミュニティの強化や広報啓発など、継続的な治安が確保されているまちづくりの推進が必要

⑤地域活動・行財政（コミュニティ、行財政）

【現 状】

（コミュニティ）

- ・市民活動サポートセンター登録団体数は、平成29年度以降大幅に増加。自立的な活動をする機運がある
- ・事業構想大学院大学と連携した、官民ともにまちづくりを考える人材の育成の推進に取り組んでいる
- ・転入者や市外からの避難者の地域自治組織への参加が少なく、行政区や隣組の担い手が不足
- ・若者団体との意見交換会では、若者や新規居住者の行政区未加入、地域活動団体の実情に合わせた適切な支援、相談窓口や補助金など分かりやすい情報の提供が挙げられた
- ・市民・高校生ワークショップでは、ワークショップの参加により南相馬市の魅力を再発見できること、他者の意見を知ることで新たな発見につながったこと、まちづくりについて考える良い機会になったといった意見が挙げられた

（行財政）

- ・職員アンケートでは、「効果的な行政運営」が『優先的な対応が必要』に位置付け
- ・県内の他市に比べ、財政力指数が比較的高い水準にあるものの、今後は将来の人口減少に伴う市税減収など厳しい財政状況になることが見込まれる
- ・施策評価シートによると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響により、ふれあい懇談会等の掲載情報が減少。また、広聴事業自体の認知度が低い状況



【課 題】

（コミュニティ）

- ・地域と連携したまちづくりの推進と人材育成を図ることが重要
- ・地域自治組織加入（隣組）への理解促進の強化が必要
- ・きっかけづくりとなる交流機会の提供や、市民主体の地域活動への支援が必要

（行財政）

- ・持続可能な行財政運営の推進が必要
- ・IoTやAI等のデジタル技術の積極的導入によって業務改革を図ることが必要
- ・国の「Society5.0」の実現の動きに合わせ、自治体における対策強化が必要
- ・DXを通じた業務フローや組織機構の見直し、業務の効率化・改善を図ることで、社会動向に応じた適切な施策展開ができる仕組の構築が必要
- ・市民意見の市政への反映に向け、広聴事業の周知や若年世代の目線からの問題把握等、広聴事業の活用促進が必要

(3) まちづくりの視点

(仮称) 第3次総合計画では、「時代の潮流」「市民・中高生意識調査」「市民・高校生ワークショップ」「若者世代との意見交換会」からのご意見や本市の現状・課題を整理しました。

人口減少、急激な社会の動きや課題の多様化・複雑化、個人の価値観が変化する中で、多くの自治体が自分のまちを維持し、少しでも豊かに暮らしていくように対応（変化）しようとしています。

また、持続可能なまちであるために、暮らしの充実を図りながら「住みよいまち」「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」と感じられ、選ばれる魅力的なまちづくりがより一層求められています。

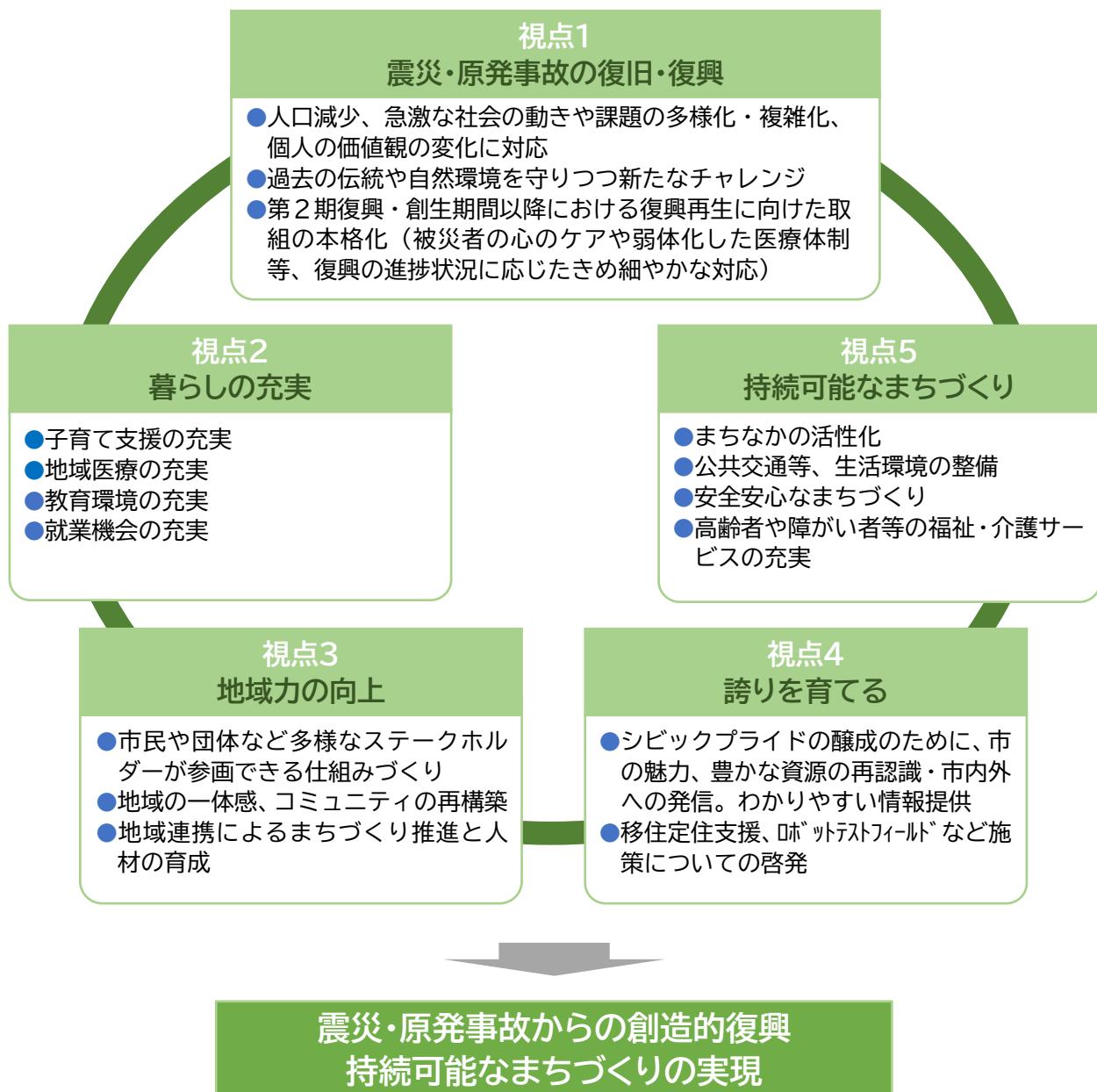
本市は、東日本大震災と原発事故で、大きな変化を余儀なくされたまちですが、課題先進地として複合化した課題に先行した形で対応し続け、復旧・復興の流れの中で、様々な人が関わりながら新たな活力を生み出し続けることで培ってきた土壌があります。

市民意識調査やワークショップの中では、市民から、南相馬の魅力として、「自然」「ゆったりと流れる時間」「伝統（野馬追）」といった過去から連綿と繋がってきたものが多くあげられるとともに、「ロボット」「チャレンジ/挑戦できる」といった新たな試みも、まち独自の魅力としてあげられています。

社会が大きく変わる中で、まちの魅力を次代により良い形で引き継いでいくためには、その大事なものをしっかりと認識したうえで、これから社会の動きに適応できるよう個人の意識も変わっていくことがより重要となっています。

また、社会課題の解決や、よりよいまちづくりを進めていくためには目標や目的を、市民・行政・事業者等のステークホルダーが共有し、一体となって取り組むことも重要となっています。

【まちづくりの5つの視点】



この5つのまちづくりの視点で、市民と市が協働でまちづくりを進めていきます。

5 SDGsと計画の関係

SDGs（エスディージーズ）は、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、17のゴール（なりたい姿）と169のターゲットから構成され、先進国・開発途上国を問わずあらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

しかし、SDGsの目標やターゲット、指標等は、グローバルで国家として取り組むべきものなどが多く含まれており、地域の実情にあわせて落とし込む必要があることから、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、17のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を以下の通り示しています。

本市においては、SDGsの目指すものと本市の政策で達成すべき目標が同じ方向にあることから、これらを実現することでSDGsに貢献していくと考え、以下の17ゴールごとの役割と各施策を照らし合わせ、持続可能なまちづくりを進めていきます。

ゴール		自治体の役割
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	自治体は土地や水資源を含む自然資源を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

第2編 附属資料

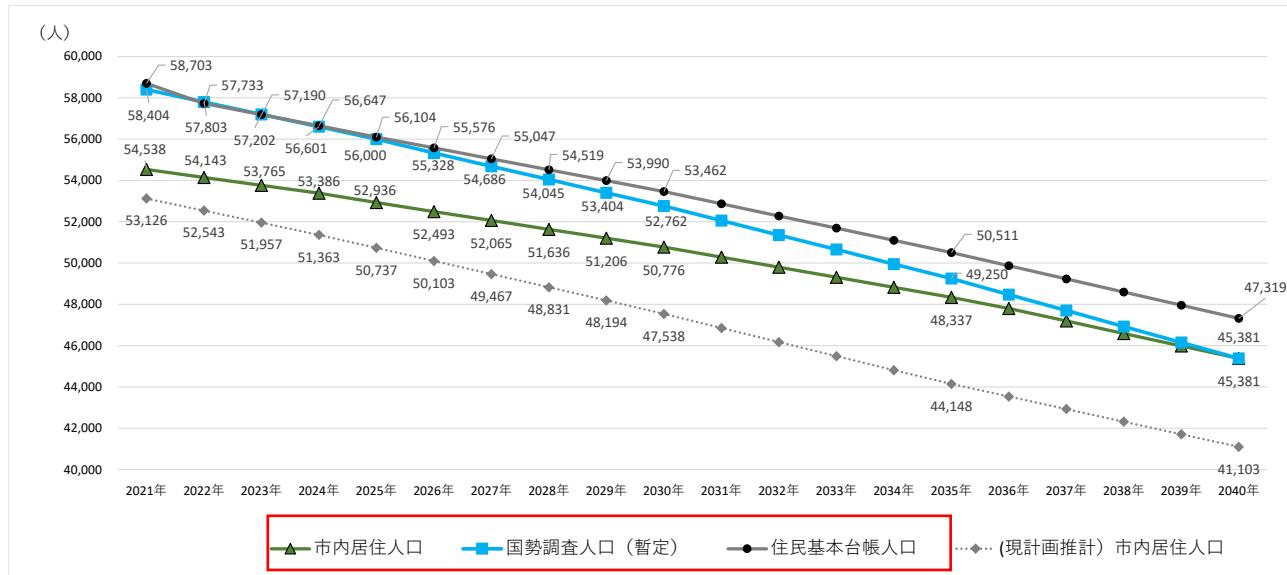
ゴール		自治体の役割
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などをすることで自治体はこの流れを加速させることができます。
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行なうことが求められています。
	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出るがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資源を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※UCLG (United Cities and Local Governments)（訳は、「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－（2018年3月版（第2版）」）（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）

第3章 将来の人口

1 将来人口

暫定推計



今回予測

- 市内居住人口(住民基本台帳の登録者について、実際の居住先が市内である人数(避難者を除いた人数))について、現計画での予測結果と比較すると、今回予測結果の予測人数の方が多く、令和 7(2025)年で 2,199 人、令和 12(2030)年で 3,238 人、令和 22(2040)年で 4,278 人多い。
- 令和3(2021)年の市内居住者人口は 54,538 人であるが、
令和 7(2025)年 52,936 人(令和3年を 100 とする指数は 97.1)、
令和 12(2030)年 50,776 人(同 93.1)
令和 22(2040)年 45,381 人(同 83.2) と減少が続く見込みである。
- 年少人口(0~14 歳人口)は令和3(2021)年に 4,965 人に対して、令和 22(2040)年には 4,290 人(令和3(2021)年を 100 とする指数は 86.4)と、一貫して減少が続く見通しである。
- 生産年齢人口(15~64 歳人口)は令和3(2021)年に 29,577 人に対して、令和 22(2040)年には 21,938 人(同 74.2)と大きな減少となる。
- 老人人口(65 歳以上)は令和3(2021)年の 19,996 人から令和 7(2025)年に 20,682 人(同 103.4)とピークになり、その後は減少して令和 22(2040)年には 19,153 人(同 95.8)となる見込みである。

国勢調査人口予測について

- 現在の国勢調査人口には南相馬市に住民登録をして市内に居住している人口の他、「双葉郡の避難者」や「復興工事関係者の入り込み」などが含まれていると考えられる。しかし、復興の進展とともにこれらの上乗せ人口は減少していくと見込まれる。
- 現時点の暫定推計では
 - ・令和8(2026)年からこれらの上乗せ人口の減少が始まる
 - ・令和 22(2040)年には震災前の状況に戻り、上乗せ人口が0人になると仮定し推計を行った。

※国勢調査人口には年齢不詳が含まれているが、これら人口を各年齢層に配分する必要がある。ここでは市内居住者人口の構成で配分した。